

大蔵委員会議録 第三号

昭和二十八年十一月四日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君
理事 淺香 忠雄君 理事 大上 司君
理事 坊 秀男君 理事 内藤 友明君
理事 佐藤 次郎君 理事 春日 一幸君
理事 山本 勝市君
有田 二郎君 大平 正芳君
黒金 泰美君 小西 寅松君
苦米 地英俊君 藤枝 泉介君
宮原 幸三郎君 三和 精一君
福田 繁芳君 本名 武君
小川 豊明君 久保田 鶴松君
柴田 義男君 井上 良二君
平岡 忠次郎君 福田 趙夫君
出席政府委員

大蔵事務次官

(主税局長)

河野 一之君

渡邊 喜久造君

小倉 武一君

農林事務次官

(農林局長)

今泉 兼寛君

小熊 孝次君

吉田 晴二君

柏原 益太郎君

久宗 高君

佐久 洋君

阿部 久一君

文也君

専門員 黒田 久太君

十一月四日

委員 宇都宮 徳馬君 辭任につき、その補欠として三和 精一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會申入れに関する件

農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案(内閣提出第二二二号)

昭和二十八年年度における特別徴復旧特別會計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案(内閣提出第二三二号)

金融に関する件

〇千葉委員長 これより會議を開きます。

いたしました。小委員会においてさきに計画いたしました民間の意見を聞くことは、十月十二日の本大蔵委員會議に譲りました。その内容を簡単に申し上げますと、特に中小法人の法人税について、日本商工会議所専務理事岡松成太郎君、給与所得の源泉徴収について、興國人絹パルプ株式会社経理部長青砥正吉君、飲業の減耗控除について、日本飲業協會会長佐藤久喜君、一般税務行政について、日本橋税務署長岩本巖君よりそれぞれ有意義な意見を聴取いたしました。結局来年度の予算調査會もいまだ結論に達し得ないの、小委員会としても早急に結論を出すことは、いまだ少く各種の資料等に基いて研究の余地があると思われま。

次に、直接納税者の代理として、現行税法の運用について最もその長短を認識していただかざるを得ない全国税務員が十月二十六日国税庁において開催されたので、特に千葉委員長も出席せられて税制問題及び税理士法の改正等につき意見を交換しましたが、当大蔵委員會議における税制に関する調査小委員會議の結論は、今後の研究にまづべきものが多いと考えますので、本國會においても、小委員會議の設置並びに調査研究を続けていただきたいと思ひます。

右簡単でございますが報告いたしました。〇千葉委員長 小委員長長の報告に対する御質疑はありませんか。——なければ次に移ります。

〇千葉委員長 お諮りいたします。ただいま労働委員會につきまして審査中の公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、國會議決を求めの件八件中、印刷事業に関する件、専売公社に関する件及び造幣事業に関する件の三件につきましては、本委員會議の所管にも重要な関連を有する議案でありますので、労働委員會に連合審査會開會の申入れをいたしたいと存じますが、この点御異議ありませんか。

〇井上委員 一応そういうとりきめをお願いする前に、今申しました印刷事業、専売公社並びに造幣事業の仲裁裁定は、本委員會議の審査の上に非常に重要な關係を持つて参りますので、できれば一応本委員會議で所管の責任者を招致いたしまして、その間の事情を十分検討いたしました後、さらに必要が起りました場合、ただいま御提案のような処置をとられることが審議の上に必要でないかと思ひますので、本委員會議で一応その責任者の出席を求めて、裁定についての意見を聞き、その後連合審査の御決定を願つたらどうか、この考えておりますが、おとりはからいを願ひたいと思ひます。

〇千葉委員長 ただいまの井上委員の御提案はしごくごもつとも存じます。御異議ないものと認めまして、さようとりはからつてよろしくございしますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇千葉委員長 それではさうに決定いたします。

〇井上委員 議事進行について。この際私は本國會において問題になつております保全經濟會の不始末問題が、法務委員會の方で取上げられまして、その審査の過程においてある委員が、本大蔵委員が保全經濟會の鑒戒を受け、あるいは物品の供与を受けたような発言をされております。これは他の委員會議の審議のことでありますから、そのこと自体に私どもとやかくくちばしを入れるべき筋合ひではないのであります。したが、少くとも本委員會議の権威に関する発言がされ、同時に大蔵委員各位の名譽に関する問題が發言されております以上は、当然その速記録を本委員會議は調査いたしました上、その發言者及び当該の保全經濟會の責任者を本委員會議に招致いたしました。かくのごとき事態があつたかつかつたかということをも明確にすることが、本委員會議の公正を期し、かつ一般に対する誤解を解く上からも必要でありますので、委員長は即時事務當局をして速記録を調査せしめ、その速記録を本委員會議に報告せしめ、その後にもさうな発言をされておることが確認されました以上は、發言された本人並びに相手方であります保全經濟會の代表者を本委員會議にしかるべき日にちにおいて招致されまして、その真相を明らかにして、公正な立場を明確にせられるようおと

りはからいをお願いしたい。これを動議として提出いたします。

○千葉委員長 ただいまの井上委員の御提案は、本委員会にとりましてきわめて重大なる発言であります。本委員会の名譽のためにも、十分真相を調査いたしまして、そしてただいまの御提案の通りにとりはからいいたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さようにとりはからいます。

○千葉委員長 次に、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするため財源措置等に関する法律案、昭和二十八年年度における特別損害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案、及び金融に関する件を一括議題として、質疑を行います。

なお本日の出席説明員並びに政府委員は、説明員といたしまして、小熊主計官、並びに農林省関係から、政府委員として農林経済局長の小倉武一君、説明員として、農業保険課長の久宗高君、また通産省府委員といたしまして、石炭局長の佐久洋君、説明員として、石炭局鉱害課長の阿部久一君の諸君が御出席になつております。

質疑は通告順によつてこれを許します。井上君。

○井上委員 私、先般質問を留保いたしておりましたが、この際さらに農業災害の共済保険金問題について伺いたいと思ひます。私どもの手元に農業保険課から提出されております資料は、これはいつの被害を最終的被害と認

め、その損害査定をいつを限度としてこの数字が出て来たか。なおその内訳をいたしまして、関東、東北方面の冷害による被害の査定額、これがわかりでございまして、昨日常算委員会において保林大臣は、本年度水稲の被害についてきわめて詳細な被害数字を発表し、かつ損害金を発表いたしておるのであります。それとこちらの農業災害の損害査定というものの数字の違いが相当出ておりますから、この際今申します冷害による損害査定、それから風水害、病虫害等による損害査定、それがどういふ数字になつておりますか、もう一度ひとつ明確にお示しをお願いしたいと思います。

○久宗説明員 計数の問題でござい

ますので、便宜からお答え申し上げます。このお出しいたしました数字の基礎でございまして、御承知の通り、現在正式の損害評価は目下進行中でござい

ます。従ひましてここでとりました数字は、一つにはこの保険事業をいたしております各団体から、九月の三十日

でございまして、団体方面におきまして被害を概算いたしました資料をいただいたわけでございまして、それに基づきまして、さらに十月五日の作報の数字から勘案いたしまして、また作報の数字から直接には個々の被害は出ませんので、私も農業保険課の方で、各係

が、このうち冷害地帯がどのくらいを占めるかというお話でございまして、先日の委員会でも申し上げましたように、今回の支払いは大体二つにわけ

まして、主として冷害地帯、あるいは早稲地帯と申し上げてもよいと思ひますが、そういう方面におきましても、二

段の支払いの準備を事務的に進めておるわけでありまして、そこではいわゆる東日本の方に入ります部面は、岐阜までを含めまして二十一県に、さらに静岡

県と三重県を加へまして、これを事務的に正月までにお支払いする分といたしまして、事務を進めたわけであり

ます。その関係の数字を申し上げますと、保険金で百五十二億を予定いたしてござい

ます。○井上委員 そうすると、その西日本の分はまだおわかりになりませんか。○久宗説明員 西日本の数字は、保険金全体の支払いが、水稲で申し上げま

すと二百三十六億ということになつております。これから今の分を引きまし

ものであつて、西日本の災害による被害や病虫害の被害等は、まだ固まつた数字があなたの方に入つてないかと思

ひますが、入つておりますか。入つておればそれをお示し願ひたい。

○久宗説明員 西日本の数字につきましては、まだ刈取りの済んでないところもございまして、もちろん最終的な損害評価は出ておらないわけでござ

いまして、御承知の通り西日本につきましては、概算払いの措置を考えましたので、概算払いの際に、当然見込

額というものを御出で参ります。そういうものが出ておりますので、それと

さつき申し上げましたような作報資料なり、私どもの方で直接調べましたものと勘案いたしまして、数字の見直し

を立てたわけでござい

億が連合会及び特別会計の負担となる。これは連合会四十六億、特別会計

が百九十億の割当となると考へております。問題はこの百九十億であるが、これに陸稲を加えて計算し、さらに十

三億の災害が今後判明する分を考慮すると、東日本だけで約二百億特別会計の支出は見込まれると想定されてお

ります。ところが現在特別会計には基金が二十五億、前年度黒字の積立金が五億、再保険料の収入が六十二億、合計

九十一億しかないもので、百十億前後のものが不足することになつておる。この百十億を、西日本に仮払いを考慮す

るといふことで百三十億が算定されたのではないかと見通しを私どもは持つておつたのであります。ところがそ

れが八十五億に削減されたところにも、非常な問題があります。さういふこと

から、現実に政府みずから当初の百三十億はどうしても仮払い、本払いに

するという予定をしておつたものを、どういふわけで一体八十五億に削減する

ことをあなたの方におみになつたか。これは何か四十五億も増しの見直しを

しておつたやうな印象を与える、非常な予算上の疑惑を生ずる問題であります。御存じの通り農業災害保険法に基

に要する額は不足分が七十億といわれ
ておる。その七十億の不足分について

のように困難な事情があるということ
私どもも承知いたしておるのであり

ますが、さらに年度経過を要すると
いうような場合におきましては、一般

言うておる。そうすると第二次補正予算でどうしてもこれは計上してもらわ

困難な点が實際問題として多かろうと
思ふのであります。従つて基金におき

まして、これは府県において各連合会が出資した基金がございまして、その基金に農林中金その他から融資する。できれば預金部から融資いたしまして当座をつなぐというようにすることに相なるのじやないかと思ひます。もちろんそれには、今回、先ほどお話がありました災害対策予備費から利子補給をし、また明年度にその利子補給の契約をするものにつきます。予算の総則にございまして、災害復旧とか緊急な場合における特別の予算外契約をなし得る三十億という道が開かれておりますので、そういう措置をとることになるかと思ひます。しかしいづれこの金は一般会計から補填することに相なるわけでありまして、これは早ければ早いほどいいわけですが、明年までの間には何らかの措置をとらねばならぬ次第であらうと考えております。

○井上委員 幸い予算関係に非常に専門家である河野君が見えましたから、直接あなたの所管ではありませんが、大蔵次官として、今度の補正予算のやりくりの結果、どうしても正規な予算的措置のできないものは、たとえば災害復旧において、被害総額一千八百億をまず千五百億余りに抑えて、それをさらに三党協定によつて、政府の予算化しております三百億にさらに百五十七億を追加して、その百五十七億は資金的操作によるというこがいわれて、これを大蔵省も一応了解をした。さらに、ただいま問題になつております、当初百三十億を農業共済に一般会計から繰込むことに予算化しておきながら、冷害対策の重要性から、農業共済の保険金の支払に充てる部分を、

冷害対策という、まったく抽象的に対策費にこれを充当して、ここに四十五億の穴を明ける。さらに推定すると全体で七十億からの不足金を農業共済においては見込まれる状態にある。その七十億を資金的な裏づけによつて何とかしなければならぬ。それと今の百五十七億を加えまして二百数十億になります。しかし資金運用部の計画の改訂案を見ると、翌年度に繰越すものは九十八億しかない。そういう非常な事態に資金運用部はなつております。その裏づけと一体、災害の百五十七億の資金的な裏づけというものは、この年度中、あなたの方で見通しをつけてやる自信があらうになりますか。これは単に大蔵大臣の政治的答弁でなしに、事務次官としての立場からこの点を明らかにしていただきたい。

○河野政府委員 百五十七億の問題につきましては、あの三党協定にありまして、趣旨において政府といたしましては了承いたしました。極力それに努力をいたすことになつております。工事進行の状況に依りて、その必要性を法的に見て、できるだけの方法で、その範囲内において融資を行うという考え方をございまして、資金につきましては、もちろん井上さん御指摘の通り、資金運用部の資金は相当枯渇いたしております。これにつきましては今後、たとえて申し上げます、郵便貯金に対してのある程度の奨励金を出すというようにすることにいたします。相当資金取の道を講じなければならぬとわれわれは考えております。かつまた市中の金融機関につきましても極力勧奨いたしまして、公募債その他の方法によりま

して、所要の融資をするようにあつせんをいたしたいと思つております。大體下半期は割合に米の關係その他で金が出るべきでありまして、金融機関として年末はちよつと何であります。割合に資金の出るときでもございまして、そういう方面についてできるだけ努力をいたしたい、こう考えております。

○井上委員 どうもその点がはつきりいたしません。できないものをできないようなことを言うほど、政治的無責任はございせん。はつきりできるならできると言へばよいものを、そこを聞くとかはつきりというだけで、さつぱり裏づけがはつきりしません。昨日予算委員会でもこの問題が取り上げられて、大臣みづから行き詰まつてしまつて、最後には公募債によるといううなことで申しておりますが、農業災害の政府出資の分は公募債によつておりません。だから片一方の災害の面の不足額に充てる資金がかりに予定されますならば、それはまず農業共済に先に充てていいじやないかと思ふ。と申しますのは、すでに政府の方では、被害地の深刻な実情から、政府が行おうとする救済土木事業が緒につきまします。この農業共済保険金のものらえの一日千秋の思いで待つておられますから、すみやかにこれの事務を進捗させて、現金が農民の手に入るような措置を政府としては講じなければならぬ。しかも年末を控え正月を控えております実情から考えて、何としても農業共済保険金の支払いが一日もすみやかに軌道に乗るようになければならぬし、またその資金的な裏づけが完全に立てられなければ支払いに支障

を来しますから、特に河野次官に私は強く希望を申し上げておきたいのは、この年末までに、第二次補正予算にどうしても財源的に一般会計からの繰入れが困難な実情になりました場合は、当然これに対する資金的な措置を他の面よりも切り離して、いわゆる救済国会という立場からも考えて、この面だけは何とか保険金が支払われるような措置をひとつ責任を持つて講じてもらいたいと思ひます。できますか。この点をお伺いしたいと思ひます。

○河野政府委員 冷害の方を優先し、災害の方をあとにするというふうな區別をつけるわけには参りませんので、三党の協定になつたそれに対して、政府が了承いたしました趣旨につきましては極力努力をして、御迷惑をかけないようにいたしたいと思つております。

○有田(二)委員 大蔵次官に保全経済会のことをひとつ。実は昨日ニュースを見に行きましたら、その中で伊藤理事長が、政府が何とか救済の手を延べるだらうといううなことを軽々に話しておる。戦争中の神風が吹くのと同一ようなことを投資者に言つておるのを、きのうニュースで見たのです。まことに私は言語道断だと思ふ。やはりこの問題については、すでに法務委員会で、また警視庁の方でも、検察庁の方でも活動を開始しておりますが、大蔵省としてもやはりこの問題については、これは類似金融のような形である、詐欺であるならば詐欺として、はつきりした線を出すべきである。たとえば私は先般選挙区の大坂に帰りまして、保全経済会の財産として北浜にある土地が、一坪百万円に評価されて

おる。百万円の値打があるだらうというのであつて、しからばそれを売つたら幾らで売れるかということは、私は大きな問題だらうと思ふ。従つて保全経済会がこの程度の財産があるという資産は、かなり私は水増しがあるのではないかと思ふ。これらに対して大蔵次官としてどういふ所見を持つておられるか、承りたいと思ひます。

○河野政府委員 保全経済会の問題につきまして、いろいろのことがいわれておるのでございまして、大蔵省といつたしましては、救済の申込みを受けたこともございせんし、またありまして、これに対して、国民の税金でもつてこれを救済するというような考えは全然持つておりません。これはたびたび申し上げた通りであります。この保全経済会その他これに類似するいろいろなものもあるようでございますが、われわれといたしまして、現在の金融法規の上からこれをいかにするか、現在の段階におきまして、これが銀行法その他の法律に違反しているとも断じがたいのでございまして、これはむしろ法務省の問題として、これはむしろ法務省の問題として、御検討を願つておるのでございまして、有田さんの御指摘のような点につきまして、いろいろ調査をいたしてみたいと考えております。

○有田(二)委員 銀行法とかあるいは相互銀行法とか、その他いろいろの金融関係の法律に違反しないということだけで、この問題は、大蔵省に關係がないと言へないと思ふ。従ひまして、私はこの問題については、やはり大蔵省も積極的に、これは敗戦後の日本の空白状態に起つた、一つの法の盲点をついた存在であつて、どこに責

を打たれたことがあるであろうか、私は、この石炭関係だと一戸流出だけでもただちに法律案を上げして、たちまちにして救済おくれたわすというやうなぐあい、万事行届いた措置が講ぜられるが、炭鉱以外の中小商工業者の流出家屋は一戸どころじゃない、これは何百戸という流出があるということ、これは統計資料において先刻御承知の通りだと思ふ。そういうやうな中小商工業者に対して、今回五百十億の補正を通じて一銭、五厘の予算措置も講じないで、おいて、それでもつてあなたたは實際公正な措置であるとお考えになつていかどうか、大蔵省の次官として一体これをどう考へておられるか、この点をまずもつて伺ひをいたしたいと思ひます。

特にこの機会にあなたにお伺ひしたいことは、たとえば今回の風水害によりまして、すでに中小企業者のために予定されているところの既存の予算が大幅に蚕食されている、これは先般来本委員会において強く強調しているところであり、たとえば中小企業金融公庫においては二十二億五千万円、国民金融公庫においてはこれに十六億、商工中金においてもこれまた相当のものがこの風水害のために蚕食されている。これはかつて大野国務大臣が、ともかくもこれらの金融機関は資金貸出しのため機動力を持つてゐるから、とりあえずその窓口を活用する、資金も一時借用する、しかしながら最も近い機会において補正するということを本席に来て答弁してあります。従ひまして、これらの三機関の蚕食されたところの中小金融の既存額は、本補正国会においてこれは当然補

填されるものと全國民は期待してあります。ところがその石炭関係ではわすか流出したものが二十何戸、たちまちにして救済が行われる、ところが他の中小商工業者に対しては、すでに既存のわすを蚕食しておいて、これに対して何らの措置が講ぜられていない。

さらに先般来大蔵委員長のお話によると、委員長が銀行局長、次官、大臣等を通じて預金部資金から特別に預託をする等の交渉をお願いしたたそうであり、しかしながらその交渉もなお妥結するところに至つていないというところであり、ます／＼もつて私どもは承服いたしかねる。これは片手落ちもはなはだしいものと断ぜざるを得ないが、あなた方は一体どういうわけで石炭事業家だけに、たとえ昭和二十七年の三月には、二十三億円とかの岩盤住宅の利子を免除してしまふ。そうして今度流失したのが一戸で、倒壊したものが十二戸で、半倒壊のものが二十三戸で、これに対する全復旧費の中の九割三分というものを国庫借入れによつて支弁し、そうして十二分の復旧のための救済を行おうとしておるが、このことは他の事業家に対して済まないと思われぬ。炭鉱業者のためには十二分の措置を講じて、他の業者に対しては全然何らの救済を行おうとしない。たとえば五百十億というやうな大きな予算を計上しておいて、中小企業者の災害救済のための資金措置をその中に何ら講じていない。それでもつて國民が納得すると思われぬ。これについての見解を承り、同時にこの蚕食された財源にどういう措置を講ぜられるお考えであるか、この機会に承りたい。

○河野政府委員 特別飢害は、御承知のように飢業権者の出すべき補償金と、それから国の公共事業の見地から見た補助金と、両方で復旧をやるわけでございます。すなわち、飢業地に炭鉱を持つておられる炭鉱主につきましてはトン当り二十円、飢業地でない分の出炭についてはトン当り十円というところで補金をされまして、この金と公共事業の見地に基く災害復旧の金とで合せて仕事をいたしておるわけであり、す。そういたしまして、この住宅の分につきましては、国が別に税金で補助してやるわけではございません。ただ飢害を受けた住宅で、今度の大水害で非常な損を被つた、この際早急に復旧しなければならぬという戸数五百数十戸を選びまして、これに対して復旧をするための金を貸してやる、こういう趣旨のものでございます。御指摘の一般中小企業者に対しての措置の問題でございますが、これは御承知のように今回法律を提出いたしておまして、中小企業者について四十五億という金を融資いたしまして、その利子補給の措置を考へております。それから災害救済以後、住宅公庫、あるいは国民公庫、あるいは中小企業公庫につきましていろいろ積極的な貸出しもやつております。指定預金につきましても、災害地の分は期限が来ておるとりあえず三箇月延期をいたしておるわけであり、す。しかし、今までやりました災害関係の中小企業者の救済についてわすをふやすとか、今まで使つたものをどうするかという御尋ねでございますが、国民公庫等につきましては、今度の措置によりましてある程度考えねばならぬの

ではないかというふうに考へております。中小企業公庫につきましても、御承知のように四月から発定する予定のものが九月になつたわけであり、す。資金量としては一年分のものを約七箇月で使うやうなことになるわけであり、す。その資金繰りの状況を見まして、必要とすれば適当な措置をとりたい、こう考へております。○春日委員 この資料によりますと、飢害を受けたところの全復旧費といふものは、一億五千七百九十一万三千円計上いたしております。すなわちこの一億五千七百九十一万三千円といふものを今回融資を行うことによつて、その復旧工事を行はうといふたのであります。これはあなたたは税金でないと云われておるけれども、税金であらうとなかろうと、そういう金が貸し与えられるものならば、同時に他の中小商工業者の被害を受けた人々に対して、同様の融資措置を講ぜられたらというのが私どもの主張であります。そこで、あなたたはいづれ考慮しなければならぬ、こういうこととあります。今日唐突に私どもがここで発言しておるわけではない。すでに国会休会中から開かれておりますこの委員会において、すでに累次にわたつて政府に対して強力な要請を行つて来ておる。それに対しては本日まだ結論に倒壊しない、炭鉱住宅に対しては一億五千万の損害の中で一億二千万円のこの融資によつて完全に復旧しようとしておる。この片手落ち、不公正を私は難詰いたしておるわけであり、す。ただ単に考慮してくれ、考慮してくれというだけで、私どもは安閑と日にちを過すわけには

参りません。中小商工業者は各地において大会を開いて、ほんとうに金融梗塞で困つておるのであるから、何とか年末の資金対策を考へてもらいたいというところを、別途政府に対して要請しておるわけである。その要請にこたへるのはこの臨時国会ではないか。すなわち他の農林、水産その他いろいろ被害を受けた諸君に対する救済の施策が行われており、しかも炭鉱住宅に対してはただ単にこれを考慮する、この臨時国会もすでに今日には終ろうとしておるのと、そういう御答弁をもつて満足するわけには参りません。私は、蚕食された資金量だけだた然この機会に何とか補給の道を講じて、長期預託をするなり、何らかの指定預金を行うなり、とにかく当面の問題の解決をされること、中小企業問題として臨時国会に課せられた大きな任務であらうと思ふ。これに対して重ねて答弁を求めます。考慮の結果はいつごろ決定するのであるか、まるで再軍備に対する吉田総理大臣の政治的答弁のやうな、ぬら／＼答弁のやうな、そんな答弁のしかたではわれ／＼は満足することはできません。この臨時国会において結論をわれ／＼は得なければならぬ。御答弁を願ひます。○河野政府委員 この住宅は炭鉱住宅ではございませぬので、飢害を受けました一般の住宅でございます。中小企業に対する融資の問題につきましては、先ほど申し上げたのであります。国民金融公庫については、その資金の不足が生じた場合におきましては、必要とすれば預金部等においてある程度考えねばならぬかと思つており

ます。それから中小企業公庫につきま
しては、これは発足が遅れましたの
で、現在一月十五億でやつておるか
と思ひますが、それが進捗の状況によつ
て不足することがありますれば、これ
はできるだけそういうことがないよう
な措置をとらねばならぬと思つており
ます。その方法につきましてもいろいろ
を検討いたしておりますが、具体的な
数字というところになりますと、これは
いろいろ調査いたしてみせんと申し
上げかねると思つております。

○春日委員 中小企業金融公庫の坂口
総裁が、一昨昨日か本委員会に参られ
ました。その答弁によりますと、年末ま
でにおよそ七十七億消費してしまふ。
九十五億の資金をもつてスタートをし
たわけであるから、年度内に残される
ものはあと十数億しかあるまい。しか
も災害によつてここにすでに予算外、
計画外に支出されたものが二十二億あ
るといふことになりまふと、年度を越
えるともう開店休業の状態に陥ること
は必至である、こう述べられておりま
すし、われ／＼もそのように理解をす
るものであります。そも／＼この公庫
が第十六国会における超党派のな一つ
の意見として衆参両院を通過いたしま
したときは、少くとも三百億程度の資
金を準備して中小企業に流すというこ
とでございまして、ところが、自由党
がこれを八十億の現金に圧縮し、さら
に三党の補正によつてこれを十五億増
して九十五億になりました。当初から
これは少いのであります。従つて、適
当な機会を得てこれを増資するという
ようなことがいろいろ述べられ、政府
からもそういう意見が述べられており
ます。ところで、公庫の総裁の見解を

もつていたしましても、当然早急にこ
の中小企業金融公庫の資金をふやさな
ければならぬ、政府の増資もしなけれ
ばならぬ、このことに結論は到達いた
しております。そこで、どうせ増資を
しなければならぬのなら、せつかり
機関をつくつてすべり出したばかり
で、一、二、三とこれが開店休業の状
態は必至であると思はれるようなこ
う情勢を十分考えますならば、これは
すみやかな機会に——聞くところによ
りますと、第二次補正のための第二次
臨時国会を開かれる様子であります
が、そんな機会に中小企業金融公庫の
政府出資を増額するような考慮を、こ
の際にひとつ十分めぐらしておいて
いただきたいと思つております。

なお私はこの機会に大蔵委員長にお
伺いをしたいのであります。先般来
委員長は、委員会のこの論議を尊重さ
れまして、この意見に基いて大蔵当局
といふ／＼と国民金融公庫並びに中小
企業金融公庫等の災害融資に対しての
補填策について御交渉願つたと伺つて
おり、私もその結果を期待してお
るわけでありまふ。ところがたゞいま
河野次官の御答弁によりまふと、これ
は考慮するといふようなことで、す
でに旬日を経過しておりますが、一歩も前進
をしていない様子であります。こ
ういふことでは、私もこの法案の担当
委員会として十分職責を尽す形になつ
ていないと思ひます。従ひまして、大
蔵次官の言つておるこの考慮というよ
うな抽象的な茫漠とした御答弁では、
われ／＼は満足することができません
ので、すみやかに委員長は本委員会
の意見を十分代表されまして、政府
と強力な御交渉を願ふことによつて、

会期中において何らかのめどを立てる
ように善処されることを強く要望いた
しまして、私の質問を終ります。

○小川（豊）委員 農業共済保険の問題
は、すでに予算が通つてしまつてお
るのでありますから、これについてと
やかく議論をするのはなほだとも
おかしなことでありますけれども、先
ほど井上さんから御質問したにお答
えがあるかと思つて待つておつたの
ですが、ありませんでした。この共済保
険の、たとえば東日本において百五十
二億、西日本で概算払いで八十三億、
こういうような支払いをするというこ
となんです。この支払いの基礎にな
る被害の状況を、先ほど井上さんの方
から冷害等ののくらしい、風水害等の
くらしい、あるいは病虫害等ののく
う、十三号台風等ののくらしい、こ
ういふ質問があつたわけなんです。こ
れに対して、もちろん病虫害などはこれ
と関連して出て来るから別個にわけ
ることはできないと思ひますけれども、
これらに対する被害の状況というもの
は、あなたの方でどういふふうにとら
えておるのか、それを十月五日にわか
つておるはずなんです。十月五日の
現在のやつておるのですからひと
つ……。

は、冷害で幾らというふうには確定的に
申し上げるわけには行かないわけでご
ざいます。

それから御質問の中に、西日本の方
で八十三億ほど概算払いというふうな
お話がございましたが、これはちよつ
と違います。支払う予定になつており
ますのが八十三億でございますが、そ
のうちの概算払いをいたしますものは九
割、十割に相当する被害でございま
して、これは十一月の半ばまでに約十億
のものが予定されているわけでありま
す。これは東西合せましてそういう数
字になつております。

○小川（豊）委員 先ほどあなたの課長
の方から九月三十日の団体の調査、あ
るいは十月五日の作報の調査、これら
を調査した。さらにまた農業保険課で
これを調整した、こういうことをおつ
しやつたのでありますけれども、従来
から共済組合等で調査する、要するに
損害調査評価委員会というものがあ
る。その評価委員会が調査するものと作報等
で調査するものとの間に非常な食い
違ひが従来からある。これを調整する
ことは非常に至難な問題であつて、こ
の調整がつかないがゆゑに、農家がこ
の農業保険の制度に対して、いろいろ
の負担金の問題、その損害の決定の
問題について不平や不満をもつてい
る。あなたの方で先ほどこれを調整した
と云うが、どういふ形で今度の災害に
対してこれを調整したか。さらにこれを
農業保険課が調整したと云うが、どう
いふ方法で調整したか。これを伺いた
い。

○久宗説明員 御承知の通り作物報告
事務所ですぐに被害の、あるいは
実収高、あるいは予想収獲高というも
のは、一筆の調査ではないわけでご
ざいます。しかしながら保険の方でいた
しますのは、一筆ごとの被害の関係を
調査いたしますので、調査の方法その
他に食い違ひがございます。農林省に
おきまして被害の内容をいわけば査定
いたします際に用います方法は、果段階
の数字につきまして、客観的な資料か
ら見て、これ以上の被害があるかどう
かという見解を示すために調整いた
すわけでございます。これは損害評価を
最終的にいたします段階です。これは
ございますので、現在予想の収獲高そ
の他によりまして、大体被害が保険関
係でどのくらい出て来るだろうかとい
う際の見当といたしましては、最終的
な損害評価をきめます場合のやり方の
ような詳細な形はとっておりません。
そこで先ほど申し上げますように、団
体の方で、これはまだ刈取りも終つて
いない時期の予想の数字でございま
すので、そういうものをいたしまして、
さらに別途作況指数等から見て、果間
のアンバランスの調整ということも
いたしましたわけでございます。さらに
私どもの方で具体的な地方に参つて調
べました数字から、この県の数字があ
るいは過大ではないかといった考慮も
含めまして、大体支払いの關係がどの
程度になるかというものを推定いた
したわけでございます。

○小川（豊）委員 あなたの方では、支
払い關係からこれを調整して行くんじ
やないか、こういう心配を私も一
応持つておる。大体災害に対する今回
の金額に対して、われ／＼は非常に少
いという不満を持つておる。しかしそ
の議論は別として、共済組合、ある
いは作報の被害の報告というものはあつ

た。作報と共済組合との報告でも相当の食い違いがあつた。こういうことを調整される方法をお聞きしたわけでありますが、この報告の食い違いは面積において、あるいは作柄、要するに被害状況において相当の食い違いが毎年出て来ておる。これは相当大きい隔たりがある。さしつかえないならばどのくらいの隔たりがあるか、これをひとつお示し願いたい。

○久米説明員 たいだい申し上げましたように、作物報告事務所の数字を利用いたしまして、共済関係から出て参りました数字が客観的に妥当であるのかどうかといったことにつきまして、農林省の見解を示す場合のやり方は、詳細な換算方法があるわけでございますが、現在の段階でいたしておりますのは、まだ正確な末端からの一筆の積上げの資料が出ておりませんので、最終的な損害評価の場合にありまますような詳細な換算方法はとつておらないわけでございます。たいだい御質問にございまして作報資料とどの程度の開きがあるかという問題でございますが、最近二、三年間こういうような方法をとつて参りました経緯にかんがみますと、必ずしも大きな開きにはなつておらないようにございまして。これは県段階におきましても、やはり相当な検討を経て数字が出て参りますので、最近の、特に昨年の実績等に徴しますと、県によりましては若干開きが出るところでございますが、全体としては、作物報告事務所の方からの、私どもが客観的にこの程度の被害ではなからうかという見解を示します数字と、末端から出て参ります数字との間に、必ずしも大きな開きが出て来ていない。だん

だんこれは狭まつて行くような傾向になつております。

○小川(豊)委員 どうもこれは少しおかしいと思うのです。だん／＼隔たりが大きくなつて来るのじやないか、というの、被害の状況がだん／＼出て来る、あなたの方では金額で押えてゐるから狭めようとなつておるので、その被害の状況は必ず大きく隔たりが出て来るのではないか。そうしてここで保険金が支払われると、それは農家からいうと、自分の期待したより非常に少いものが出て来る。これは非常にいい制度でありながら、この制度に対する信頼感を失つて来るということをおもは心配する。従つてあなたとこの点において見解を異にしている。

それからもう一つは、損害評価委員がありまます、この評価委員というものの資格、この評価委員の評価というものをあなたの方がどれだけ尊重なすつておるのか、この点をお伺いしたい。

○久米説明員 たいだいの説明は少し言葉が足りなかつたわけでありまます、それを評価委員が見て、組合長がきめ、さらに連合会で調べてきめて、その数字が上つて来ますので、その過程におきまして、一番最初農家の方が出したになりました自分の損害はこれだけだというものと、一番最後に農林省まで上つて参ります数字になりますので、は、相当そこで調整が行われますので、末端の農家から申しますと、非常に削られたという感じを持たれる場合が多いと思ひます。たいだいま私が比較的差が少くなつて来たとして申し上げましたのは、県段階で一応調整した数字を農林省へ持つて参りますので、その県段階

で調整した数字と、最終的なわれ／＼の方できめまます数字との間の開きは少くなつて来たとして申し上げたわけでございます。そこまで参りますうちに、個々の農家が一番最初にお出しになつたものとの間には、県によつては相当の開きが出て来る場合がございまして。

それから評価委員の資格でございますが、損害評価は、末端の組合におきましては組合長がきめることになつておると思ひます。きめる際に、評価委員の意見を徴してきめることになつておると思ひます。従つて評価委員の資格は、組合長が命ずるわけでございます。組合に二十五名程度の評価委員がいるわけでございますが、いわば組合長が最終的にきめまます場合の諮問機関のような形になつておるわけでございます。評価委員の意見をもとの程度尊重するかという問題につきましまして、個々の組合によつて実態は若干違つて来るかもしれませんが、野帳を持つて末端の一筆の調査をいたしますのは、評価委員がするわけでございます。その方たちが集まつて来た結果を持ち寄りまして、いろいろ討議なさいましたものを参考にいたしまして、組合長がきめるという形をとつておるわけでありまます。

○山本(勝)委員 関連して——この法案そのものについては、もうすでに昨日予算が本会議で通つてしまつておるのでありますから、質問をいたしませうが、実は春日君が質問されたことに関連して、大蔵次官に私の要望を申し上げておきたいと思ひます。ひとつよく聞いておいていただきたい。

それはこの前の第十六国会で中小企業金融公庫の予算が出ましたときに、大蔵大臣にも私は申し上げたことですが、

が、実は百億余りの金をもつて中小企業の金融対策として政府があいいうことをやつても、結局何かの縁故を持つた、役職でもつた者と関連をする人だけが得をするだけで、実際日本の中の中小企業者のためにならぬということを申し上げた。はたせるかな実際出発してみますと、今日あの公庫法に對して全国の中小企業者が大きな期待を持つておつたにかかわらず、今日は何にもならぬという声が多いのです。そこでこの前の委員会の際に坂口総裁にも私は申し上げた。何ゆえにそういう声が出るか、そういう中小企業者の声が総裁の耳に入つておるかということをお聞いたら、入つておると言つておつた。

それはどうすればいいのか、なぜそういうことになつておるのかと聞いたところ、やはり金額が少いということとが根本の原因だといふふうに見えておるということであつたのであります。それも一つの理由だとは思ふ。それで春日委員のお考えは、その際も申されたのですけれども、また今回も申されたが、資金をふやすという措置をとれというふうな考えでありましたが、私は少し考えが違ふ。これは資金を多少ふやして見ても役に立たぬ、それよりも中小企業者の金融対策としては、それだけの減税をしるというのが私の考えです。百億の金を出して見たところ、結局ほんとうに行くとところへ行かない、今日のようにすずめの涙ほど全部へかけてしまつたといふようなことも一つの理由ですけれども、しかしこれを百億、二百億ふやしてみても、やはり私はほんとうの解決はできぬと思ふ。それよりも、もしここで百億なら百億ふやすのなら、むしろああいふものはやめてしまつても二百億の減税をすべし、そうすれば全国の中小企業者といふものは今日税金で泣いておる。だから、ただ税法上の減税なんというのでなくて、実質的に中小企業者の方の荷が軽くなるように税金を下げてやるということになれば、結局国の予算の關係から申しますと、税金をとり上げて、そうして言葉は少しきつ過ぎるかもしれませんが、無理無体にトランプを起しながら取上げて、そうしてその方はとつておいて、今度は一方中小企業者のためにといつて取上げた金を出さ、出したものはどこへ行かといふと、ほんとうに苦しんでおる人のところへ行かないで、従来の受託銀行と關係のある、どちらかといへばあまり苦しんでいないようなところへ行つてしまふ。あるいは特別に役職を持つ者と關係を持つた者のところへ行つてしまふ、こういうことでは私はいかぬと思ふ。ですから取上げておいて、そういうところで一般の中小企業者を税金で泣かして、そして特殊の人だけにそういうものを配るよりも、むしろ配らぬでもよいから税金を安くしろ、そうして税金を安くした上になおかつ余裕があれば、それは配つたに越したことはありません。中小企業者はそれでも税金だけ減になつたから、苦しいながらもまだよいのですけれども、一方では税金をとつておいて、そうしてその中の少数の者だけに配るといふ行き方は、私はいかぬと思ふ。ですからどうか私は、大蔵省で今後あの中小企業金融公庫といふものが資金が枯渇した場合にいかにかすべきかといふことを考えるときに、現在までの実績をよく見られて、はたして全国の中小

企業者がこれによつて金融的に救われたかどうかというのをよく考へて、そうしてあの百億の金でもなるほどと喜ぶような方法がみつければいいことだけれども、もしみつからぬということであれば、いたすらに資金をふやすよりもそれだけの減税をせよ、こう言うのであつて、これは予算編成上、あるいは日本の財政の今後の根本的な問題です。中小企業の金融対策としての根本的な大きな問題です。ここをひとつよく考へ願つて、ただ資金が枯渇したから資金をふやすというやうな安易な、ややもすれば事務的に陥りやすい軌道に進まぬように、つまりあやまちを重ねて行くということをしない、抜本的に中小企業者の金融面の苦痛を軽減するということを、効果ある方法として考へてもらいたい。これを要望申し上げまして、これで私の話は終りますけれども、これはただ聞き流しでなしに、ひとつ御研究をお願いしたい。もし必要であれば、何ときでも大蔵省へ行つて御相談にのつてもいいです。ひとつ真剣に聞いておいていただきたい。

○柴田委員 冷害による被害で、先ほどの保険課長の御答弁でございまして、東日本において保険対象として百五十二億、これはそう私は聞いたのでございまして、西日本においては八十三億、これは保険の対象としての、しかも水稲の分がこれだけある、こういうことではございませぬ。そういたしますと、水稲以外の被害というものの保険対象の金額はまずこのほかにある、こういうことだと思ひます。そういう場合を想定いたしまして何うのであります、この冷害による被害というものを今度は対象といたしまして、大蔵省当局に伺いたいことは、昭和二十二年の法律第七十五号、この法律のいわゆる減税の対象にこの冷害も適用されるかどうか。この一点であります。

○河野政府委員 この法律によりまして、火災、震災、風水害、落雷による災害、その他これに類する災害というふうに、当然これは受けるものと考へております。

○柴田委員 この法律の法文だけを見ますと、非常に疑義がございします。が、実際にその対象になりましたやうが、これは大蔵省の次官が責任を持つて、それが対象となるかどうかということをお答えできましようか、重ねて伺ひます。――では午後でも、ひとつ御研究の上で……

○佐藤(観)委員 ちよつと委員長、一言……。実はこの際委員長、並びに河野次官が見えておりますから、お願いしておきますが、今国会は短期間の臨時国会でございしますから、やむを得ない点もありますが、大蔵委員会は御承知のように非常に重要な法案をやるので、今回も税法の問題とか、財政金融の問題とか、重要な問題があるにもかかわらず、予算委員会との関連、予算が通ればというところで、大蔵大臣とかその他、われ／＼の質問したいやうな重要なポストの人がほとんど来ない。今は愛知政務次官が外国に行つておられますから、河野次官が来ておられるのであります。そういう点について、いづれ通常国会も近々開かれるわけでありまして、委員長においても、また大蔵当局におきましても、大蔵委員会は、予算委員会を通つた法案のかすをあとで審議するということになしに、実際に予算と並行的に重要な法案を取扱うのでありますから、もう少しそういう点についての御配慮をお願いしたい。その点委員長からも特に嚴重に大蔵省に警告を与えてもらいたい。これは大蔵委員会が非常に重要な委員会であるにかかわらず、常に問題にならず、結局予算が通つたからやむを得ないから認めてくれというやうな、そういう事後承諾のやうな形の法案が非常に多い。こういう点について、委員長並びに大蔵当局に、今後のことについて嚴重なる警告をしたいと思ひます。

○千葉委員 ただいまの佐藤委員の御意見はまことに同感であります。で、その趣旨に従ひまして、大蔵当局にひとつ嚴重なる警告をいたしたいと思ひます。従つて午後は必ず河野次官が出席すると思ひます。

○柴田委員 保険課長にお尋ね申しますが、水稲の被害が甚大であるということはある御説明もございましたし、私どもの調査によつても明らかでございます。この対象になつておる農家の平均いたします保険料がどのくらいになつておりましたか。その平均を承つておきたいと思ひます。

○久米説明員 水稲の料率につきましては、二十七年に改訂がございまして、二十八年度もさらに国庫負担の関係がかわりましたので、本年におきましては、平均反当百四十一円になつております。最高は四百七十円見当でございしますが、最低は二十三円七十銭でございします。

○柴田委員 今私の伺つておりますのは、災害農家一戸に対する保険料が平均どのくらいになつておるかを聞いておるのであります。

○久米説明員 支払いの方から申し上げますと、農家に払われますのは、支払い共済金が払われるわけでございまして、これは三段階にわかれております。二反以上の田につきましては、一番高いのが反当七千六百円でございます。それから率をさらに四段階にわけまして、被害の一番高い村、一番低い村というふうに四つクラスをわけまして、その中で若干の選択を認めておるわけでございします。基準になつておりますのは、ただいま申しましたやうに七千六百円でございますが、一石五斗から二石まで――今申しましたのは二石以上の数字でございますが、一石五斗から二石までの数字は、基本のベースが六千円でございます。それから一石五斗未満の田につきましては、四千四百円というのがベースになつております。

○柴田委員 御説明で比率はよくわかつたのでありますが、現在のやうな本年度の米価が相当大幅に改訂をされます場合には、この基本支払い価格の算定に對しまして改善の考へはございしませんでしょうか、これを承つておきたいと思ひます。

○久米説明員 御承知のやうに保険でございしますので、事前に全体の設計を立てる必要がございします。従ひまして、すでに引受がきまつておりますので、その際にかゝる支払いをするか、それと関連して掛金をとりまうのか、被害が起りましたから支払いの内容をいじること、保険の建前上できないわけでありまして、従ひまして、現在のところこれをかえる予定はございしません。

○柴田委員 常識的な考へ方で、本年度はこれはかえられないと思ひます。が、来年度の米穀年度におきましては、考慮を払われることを農林省当局はお考えでございませうか、これを承つておきたいと思ひます。

○久米説明員 来年度の基礎の価格でございしますが、もちろん米価と関連できめるわけでございしますが、御承知の通り共済の内容を充実しようといひます。

○千葉委員 休憩前に引續いて会議を開きます。

午後二時三分開議

○千葉委員 休憩前に引續いて会議を開きます。

○千葉委員 休憩前に引續いて会議を開きます。

ました場合、当然掛金の方にも響いて参りますので、給付を非常によくしようとした場合に、国庫負担、農家負担の關係で、ただちに給付だけをふやすというわけに参りませんので、その点は農家の方の負担と、被害を受けた場合の給付の内容から考えまして、研究する必要があると思います。現在のところ来年度の価格との関連におきましてこの關係を考へるかということ、考へておりません。

○柴田委員 今度は大蔵当局にお尋ねしますが、午前中に伺いました災害に關する昭和二十二年の法律百七十五号が、こういう冷害等には対象にならぬようございまして、こういう場合で、たとえば東北方面、あるいは北海道にわたつて非常な大きな冷害が襲つたのであります。これらの冷害地に対しまして、大蔵当局は減税の措置を考慮されておられるかどうかということをお承りしたいと思います。

○渡邊政府委員 災害減免法の關係でございまして、この災害の中に、一応冷害が入るかという点につきまして、は、われ／＼はやはり冷害が入る、こういうふうな解釈で行つていいのじやないだろうか、こういうふうな考へております。ただこの災害減免法の中には二つの規定があるのでございまして、一つは税金を免除する、あるいは軽減するといった關係の規定でございまして、一つは徴収を猶予する、こういう規定でございまして、それで減免關係につきまして、特にこの災害減免法でもつて減免の事項を規定してありますのは、通常たとえはその年の収入と経費との關係で、赤字になるといつたような場合におきましては、所得税法本来の規定からいまして、当然課税になりませんので、特別に減免法とか何とかという規定は必要ないわけでございますが、一応今度は、たとえばこれは主として風水害のような場合に生ずる事態でございまして、資本金の損失といふか、土地が流れる、あるいは家がこわれる、こういうたものにつきましては、従前はこれは資本金の損失でございまして、経費に見なす。従つてそういう場合におきましては、所得税法の法律だけでは当然配慮さるべき減免がなされない。こういうことになつておりますので、その場合におきましては、災害減免法というような規定によりまして、一応所得税を免除する。こういうので、実は災害減免法がずつとできて来たのです。現在の所得税法におきましては、雑損控除という規定がございまして、そういう場合におきまして、本来の所得税法の方から、一応そういう損失は所得から差引くことになつておりますので、雑損控除の規定だけでもかなり動くのでございまして、ただ雑損控除の方ですと、割合に計算がこまかくなるので、災害減免法の方で、たとえば家財、家具、そういうものが半分以上流失した場合にはどうかというふうな、割合に大まかな措置によりまして減免をするというものが、現在の減免法の中に残つております。従いまして、減免關係におきましては、主としてそうした所得と直接の關係のない、どちらかといえば資本的な損失關係が、本来の法律だけでございまして、十分に行き届いておりませんので、減免關係の規定があるわけございまして、冷害の場合におきましては、多少事態がかわつて

来るのではないかと申します。と申しますのは、冷害の場合におきましては、主としてその年における収入の問題、その年における経費の問題が議論になりまして、資本的な損失というものは、冷害の場合にはあまり關係がないじやないか。家には關係がないし、土地にも關係がないしというところから出て来ると思ひます。従いまして、そういうような意味からいいたしまして、所得税の本来の法律の方から、大體所得が非常に少くなり、あるいはなくなつてしまふ。従つて現在の控除とかいふ／＼な關係からいいますと、大體の場合において課税は事実として出て来ない。こういうことで、課税の面からいふ負担というものはなくなつて来るのじやないか。ただ一応災害減免法の方にはもう一つの規定がございまして、一年以内徴収を猶予するという規定がございまして、その場合は、冷害の場合におきまして、これがどういふふうな働くかという点につきましては、実は国税庁の方でいろいろ調査をしておりますが、要するにこれが働く場合は、冷害は相當受けなければ、なお所得がある、税金がかかる、こういうふうな事態があつた場合だけが問題になると思つてございまして、そういう事態がもし出て参りましたら、同時に、この際税金を納付してもらうことが相當無理だといつたような事態がはつきりして参りましたら、この徴収猶予の規定は災害減免法の中にございまして、冷害の場合についても、これを適用してさしつかえないじやないか。かようにわれ／＼は考へております。ただ、普通常識的に考へますれば、大體税金を納めなくても済んでし

まうのじやないかということが考へられますから、税金がかかり、なおかつ徴収猶予をどういふふうな適用したらいいかという点につきましては、具体的な事例をもう少し調査しまして、その結果をまづ指示したい、かように考へております。

○柴田委員 もう一つお尋ねいたしますが、昭和二十二年法律百七十五号の第二条にございまして、二十五万円以下であつた場合には全部免れる。それから五十万円以下二十五万円以上、これに對しまして十分の五を免除する。それから五十万円を越える場合は十分の二・五、こういう比率が明記されておりますが、昭和二十二年と今日との經濟状態の変化、あるいは貨幣價值の変化といふものが、相當大幅に変化をしておるのでございまして、この二十二年の法律がまだ現存してあるということ、少し矛盾ではないかと思つてございまして、これに對して大蔵当局がどういふふうな考へをお持ちになつておられるのか承りたいと思ひます。

○渡邊政府委員 今すぐこゝでは、私正確な記憶を持つておりませんので、後刻はつきりお答えしたいと思ひますが、法律は二十二年にできておりますが、その後何か回は改正をしております。おそらく二十二年の場合におきましては、この二十五万とか五十万とかいつた数字は、もつと低かつたといふふうな記憶しております。その後におけるいろいろ物価の上昇とか、そういうものを勘案しまして、現在の制度になつております。その経過につきまして、今こゝではつきりした記憶を持つておりませんので、これはあるいは後刻御答弁申し上げた方がいいかもしれ

れません。

○柴田委員 もう一点伺ひます。地方の農村に参りますと、別個な納税貯蓄といふような団体をつくらずに、既存の農協等に金を預けて、その金と申しますのは、一般的な預金と違つた性質のもので、末端の税務署の人々からいふ／＼な奨励等もあつて、農協に預けておつた。そうして暮れであるとか、あるいは納税期になりまして、それを下げて税金に充てていく。これを年々繰返しておつた。しかし冷害が非常に深刻でありました東北地方の農村に参りますと、末端にはまったく破産に瀕しておるといふ農協が現実に起きておるのであります。こうした場合に、今度は納税時期が来たから一ぺんに預金を下げてくれ、こういう農民の要求に對して、農協が支払いの能力がないといふのが現実にあつた場合に起るおのりですが、これに對して大蔵省はどういふ考へをお持ちになられるか。われ／＼が聞いております範囲では、大蔵省としては、税金は税金なんだ。農協が払えないというならば、それに農協の責任である。こういう表面的なりくつで、方々の税務署と農協、あるいは農民との間にトラブルができておる事実があるが、こういうものの報告が大蔵当局に行つておられるのかどうか承りたい。

○渡邊政府委員 御承知のように、執行の面は国税庁でやつておるものでありますから、われ／＼の方もいろいろ話を聞いてはおりますが、今お話をうなづいてございまして、まだわれわれの耳には具体的には入つておりません。ただ私の先ほど申し上げました点からも、実はそういう問題におのずか

ら触れて来ると思ふのでございませうが、徴収猶予の規定は災害減免法の方
にございませう。従いまして、どうい
う事態に對処してこの規定を適用すべ
きかという点について、いろいろまだ検
討をしてゐると先ほど申し上げたので
すが、今のお話のような關係で、一応
納税者としては作柄はその方の分は相
当いとか、あるいは所得としてはあ
る。今いつたような農協にそのために
金を預けておいたけれども、農業協同
組合の方で金が払えない。従つて納税
もできぬといつたような事態にぶつ
つた場合でございませう。そういうよ
うな場合におきましては、一概にちよ
つとここで何とも申し上げかねませ
うが、総合的に見まして、この際農協
をどうつておくわけにも行かぬ。従
つて同時に納税者にひどい迷惑がか
かるというのをどうするか、この辺に
なりますと、私のたゞいまの氣持とし
ましては、全体的な判断をいたしまし
て、關係の当局ともよく相談しまし
て、そういう場合にはこの九条に徴収猶
予の規定がございませうから、こういう
うな規定をうまく使つて、あまり事態
が無理が行かないように措置するとい
うことは考慮していいのじやないか、
このように考へております。

○柴田委員 終ります。

○千葉委員長 小川君。

○小川(豊)委員 先ほどのに關連して
ですが、経済局長がおらないので、私
質問するのにもよつと困るのですが、
農業政策として今まで農林省では豚小
屋を建ててに補助政策をとつてお
つた。しかし私が考へるには、そう
いう政策をとるよりも価格の問題、共
済の問題、融資の問題、この三つの柱を

確立することによつて、農村の農業生
産の發展は期し得られるのじやない
か、こういうふうに考へておる。従つ
てこの農業保険制度というものに對し
ては、私は非常に重大に考へておる。
ところがこの農業保険制度というもの
に對して、先ほど申し上げたように、
掛金の問題、あるいは災害の決定の問
題にからんで、今まで農民は非協力的
であつた。こういうことは見のがすこ
とができぬ。今年のような大災害が
できて初めて農業保険制度のありが
たさというものがはつきりわかつて、
これから農民がこの制度に協力して来
る、こういう期待を持つておるのだ
ありますが、今年のこの制度のこの金
額では、とうてい農民の期待を満足さ
せることができない。災害が日を経る
に従つてもつと大きく増大して出て来
る。そういうことから、私も是非
に不満に思つておるのであります。そ
れは別として、そういうことから、こ
の農業保険制度は今年こそは農民の期
待に非常に沿ひ得る、そうして将来
の發展に資し得ると思つておつたので
ありますが、こういうことでは、再び
農業保険制度に對する農民の信頼が失
われ、期待が喪失して来る。そうして
農業保険制度そのものはくずれて行く
ような心配があらはれないか、こうい
うことが心配されるのであります。こ
うあなたの方ではこれに對してどうい
う心配があるかないか。もしあるとす
るならば、それに対してどういう方法
をとるか、こういうことを一つお聞き
したいと思ひます。

○久米説明員 経済局長から答へす
べき筋だと思ひますのでございませうが、担
当者といひまして、ただいま御質問
のございました共済制度全般の問題に
つきましては、御承知の通り先般來国
会におきましても共済制度全般の問題
が論議になつておりました。先国会に
農林委員会の中に衆参両院とも小委員
会ができて、根本的に検討しておられ
るわけにございませう。現在の制度自体
の運用面について、不備がございま
すので、この問題を一応除きまして、小
委員会におきまして主たる論議は、やは
り補償の内容が乏しいのじやないかと
いう点が一つの大きな問題になつてお
ります。ただ農家負担をこれ以上増さ
ないで補償の内容をいかに充実すべき
かということ、まだそこに具体的
な案は出さなかつておられないようで
あります。農林省といひましては、
両院で小委員会が基本問題を取上げて
おられますので、その御結論がだんだ
ん固まつて参るに従ひまして、それと
關連した制度の基本的な検討をいたさ
なければならぬと考へておるわけでご
ざいませうが、当面の問題といひまし
て本年度の共済金額、これは非常に莫
大なものになります。これは評価の
適正と迅速な支払いということに一切
の事務を集中いたしまして、現在鋭意
団体を奮勵いたしまして、早期支払い
の実現を期しておるわけにございま
す。

○千葉委員長 小川君、今会期延長の
件について本会議で採決するのだそう
です。定足数に足りなくて困つてお
るから、一時休んで出席してもらいた
いという申出があるのですが、いかがで
すか。ちよつと十分ばかりで済むそう
です。
それでは十分間休憩いたします。

午後二時二十六分休憩

午後二時三十七分開議

○千葉委員長 休憩に引續いて再開い
たします。小川君。

○小川(豊)委員 それでは経済局長が
見えられたようですから、今保険課長
にはお尋ねしたのですけれども、これ
は経済局長から特別にお聞きしてお
いた方がよい、こう思つてお聞きするわけ
です。繰返すことになりましたが、今農
林省の方でいろいろな助成補助の政策
を農業に對してとつておられるわけ
です。そしてあるいは豚小屋を建てるとい
うなこと、またで補助金を出す、これ
は悪いことだと言つてゐるのではな
く、そういう政策をとつてゐるけれど
も、そういうことによつて農業生産が
發展するのではなくて、むしろ私は価
格の問題、それから共済の問題、ある
いは金融の問題、こうした三つの柱を
確立することによつて、農民が努力す
ればその生産が保持せられる、こうい
う形になる、こういうふうにお考へて
おられるわけですか。従つて私は、この共済制
度というものを對して非常に重要に考
へておる。ところがこの共済制度は今
まで掛金の問題、農民の負担金の關係
から、あるいは災害の決定の問題等か
ら、せつなく共済制度といううりつばな
制度がありながら、それに対する協力
というものが非常に乏しかつた、そし
てある地方においては、この組合を解
散するといふ意見が相當あつた。こ
ういふ状態で、非常にこれは憂へられ
ておつたのであります。ことしのよう
に大きな災害が発生すると、農家の窮
状から、この共済制度がその機能を発
揮することが特に期待されるわけ
です。ところが今度のこの補正予算を見
ると、これに盛り込まれてゐる額が非常に
僅少である。これではとうてい農民の
期待に沿ひ得ないことになるのではな
いか。そういうことから、この共済制度
というものを對する期待とか信頼が乏
しくなつて来て、共済制度そのものが
くずれるような心配があらはせぬか、
こういうことまで心配されるのであり
ます。そこでそういう心配があるか
ないかということ、さらには、あるとす
るならば、それに対して今後あなた
の方ではどうしてこの共済制度をもつ
と拡充して行くようにするかといふこ
と。保険課長の方では、膨大な金額で
あると言われておりますが、これは災
害が大きいから膨大になつたのであ
つて、決してこれが膨大だとは言へ
ない。そういうことをまず一点お尋ね
して、あとまたお尋ねしたいと思ひます。

○小倉政府委員 今回の災害による共
済金、従つて再保険金の支払いにつ
きましては、今回一般會計から特別會計
への繰入れの額は、再保険金の支払い
のために必要とする額と比べて少
いという御指摘でございまして、私
どももその通りと存するのでございま
すけれども、これは午前中もいろいろお
話がございましたときに答へをいた
しましたように、一般會計からの繰入
れということ、他の措置とを併用い
たしまして、適正な保険金の支払いを
迅速にいたしたいと、かように存じて
おります。

それから、この災害補償制度の問題
につきましても御指摘、特に他の農業
政策との關連におきます重要性につ
いての御指摘につきましては、私も
も同感であります。災害に對して、特
に作物の災害の對策につきましても、

あくまで共済を根幹として対処すべきであるというふうに考へております。ところでこの共済制度も御指摘のように、地方農家の方々の要望をそのまま実現しておる、意向にそのまますす。そういう点につきましては、私も相なつておりません点が多々ございす。そういう点につきましては、私も現在いろいろ検討を重ねております。また国会におかれましては、農林委員会、小委員会までおつくりになりまして、検討をされておりますので、近き日に結論が出て来ると思ひます。私どもは、その結論に従つて改正の措置を講じたい、かように思つております。料率の点、あるいは農民の負担の点、あるいは共済の及ぶ範囲の問題などにつきましては、ただいま十分検討を重ねておるところでございす。なお御注意によりまして、さらに検討を加へたい、かように考へております。

○小川(豊)委員 いま一点。ことしは病虫害が異常な発生をしてゐる。そして水稲だけでも、六十億、七十億という大きな農産物を使つてゐる、こういうふうには聞いてゐる。幾ら使つたということはよくわかりませんが、その程度が出てゐる。そういうことから、農林省でも農産物に対する助成の政策をとつておられるようです。そこで農産物というものは何かの薬剤と違つて、病虫害の発生が出なければ使われぬ。さらにそれを製造しておいて、その効力が減退するというようなことから、農産物というものは、病虫害の発生がなければ、あまりつくられていない。こういうことで、ことしのように大発生をすると、非常に農産物が不

足すると同時に、その価格が高騰して、農民は困り切つた。それで、逆に言うならば、日本の病虫害は、農林省を富ましたというだけのことになつてしまつた。そういうことから、この農産物というものの対しては、ある程度、何年間かの平均をとつて、備蓄制度、備蓄制度はあるようですが、この備蓄制度をもつと拡充する必要があるのじやないか、こういうふうな思ひがあるが、あなたの方では、この備蓄制度をもつと拡充する御意思があるかどうか、これをお尋ねしたい。

○小倉政府委員 農産物につきましては、これは確かに御指摘のように、需要量が必ずしも前もつて予測されないこととございすので、異常な発生が起りますと、品不足が起る、こういう事態が往々にしてございす。そこで、御質問の中にもございすように、農林省といつたしましては、ある程度の量を備蓄したような措置を講じております。政府がみずから備蓄するということではございせんが、農産物団体に助成をいたしまして、一定の量の備蓄をさせておるわけでございす。ただ本年のような異常な発生になりますと、やはりそれでは必ずしも十分でない、こういうふうなことに相なりますので、備蓄の拡充という点につきましては、御所見のように今後充実に参りたい、かように存じます。

○千葉委員 石炭局長と石炭局の鉱害課長がお見えになつておりますから、大平君にお許しします。

○大平委員 鉱害関係について二、三お尋ねしておきたいと思ひますが、特別鉱害復旧の法律は臨時措置法になつております。これは一体いつごろになつたら床状が固定してこういう必要がなくなるのか、この法律をさつと見てみますと、施行の期限が限定してないようございす。一体どういふおつもりなのか。たしか昭和二十四年の予算を編成するときにたつと思ひますが、この特別鉱害の復旧費の補助につきましては、毎年々々基準の数字がかわつて行く、一応政府がその段階において資料をできるだけ克明にとりまして、これに一応これだけの補助をすれば問題は片づくのだ、戦時中の異常な採掘の損害に対する国庫補助の措置としては一応片づくのだということ、金額を限定しておつたと思ひますが、昭和二十五年にこの法律ができて、しかもこの法律には施行の期限がないようございす。一体この問題は今後どうするつもりなのか、このことを第一点に伺つておきたい。

それから第二点、本日いただきました資料を見ますと、復旧を要する家屋が五百九戸となつておりますが、その内訳として、特鉱分復旧費が一億二千万円、水害による増加分三千七百万円、都合一億五千九百万円になつております。この特鉱分復旧費というものは一体どうしてここに出来たのか水害対策の予算を審議決定しているのがこの国会でございす。一体特鉱分の復旧費が一億二千万円も出て来るのか、これは悪い言へば災害に便乗したというか、欲目に見ますと、あるいは防衛的な意味があるのかと思ひますが、災害予算で一億二千万円の借入れをやつて、その大部分を特鉱分の復旧費、つまり今回の災害に關係しない方に向けるということ、はどういうふうなけんのか、そこが不審に思ふのであります。おそれくこれは、従来この特別会計で復旧すべきものが十分に行われていなかったのではないかと。これから臆測いたしますと、この特別会計というのは、過去において十分復旧費を支出することができなかったもので、今度の災害を奇貨としたしまして、これに今までの施行の未済分を一緒にやつてしまおうということではないかと。それなのですが、そのあたりの事情を、ひとつ通産省から伺いたい。

○佐久間説明員 第一段の期限の問題でございす。この特別鉱害復旧臨時措置法と申しますのは、昭和二十五年にございまして、施行期間は五年間でございます。鉱害全体といつたしましては、その当時個々の鉱害について認定をいたしまして、金額にいたして七十九億が鉱害ということにすでに認定済みの問題でございす。これを五年間で復旧しようというわけでありす。そのうちで特別鉱害というものが食糧増産なり、あるいは民生安定なりという特殊の目的で制定されておりますので、一般の公共事業補助金よりも少し率が高くなつておつて、七十九億のうち国の補加金が四十三億だつたと記憶しております。そういうことで、五年間で復旧しようという建前で参つておるものが現在の特別鉱害でございす。

それからお配りいたしました表の中で特鉱分一億二千万円というものがあつて、これはどういう意味かというお尋ねでございす。この最初に昭和二十五年に橋梁なり、道路なり、あるいは鉄道、学校というふうなものについでの鉱害の認定をいたしました。そのときに一般の民家でございす。その被害を、戦争中の爆撃による被害であると認定されるのが、戸数にいたしまして一万一千六百七十六戸ございす。それを毎年復旧をして参るのであります。二十七年末までにそのうち四千七百七十二戸の復旧が完了したしております。それから二十八年度上期におきまして五百七十七戸の復旧を完了いたし、下期においてさらにそれに加えて二百五十戸の復旧計画というものを現在進めて参つております。ところがこの六月、七月の水害によりまして、今後復旧すべき予定になつておる家屋の六千七百三十七戸のうちものがございす。その家屋のうちで、この水害のために半倒壊に瀕したものが倒壊してしまつたとか、あるいは来年、再来年復旧する予定にしております。それが半倒壊に瀕して非常に危険になつたという家屋がございす。その繰上げ復旧をするために、現在の特別会計におきましては資金が足りませんので、これを資金運用部から借り入れまして、今後の業者からの納付金で返済をして行く、こういう趣旨のものがここに提案されました法律案でございす。従いまして、今日まで復旧するに手遅れになつたのを便乗して復旧するといふ趣旨は全然含まれておりません。水害によつて今後復旧する予定のものを繰上げて復旧するといふ趣旨でございす。

○大平委員 そうすると七十何億の限度はちやんときまつておつて、それから逸脱してないというわけですね。——そういう点は了承をいたします。——

そうしますと繰上げて施工するのだ

から、これで借りた金、元金とかんとかは、この特別会計で将来十分計画的に償還ができる。いつまでもはつておくという心配がないですね。心配がなければいいです。

○佐久説明員 それはもちろん今後業者からの納付金で返済をいたすことになっております。全然心配はございません。

○井上委員 それに関連して質問があります。この特別会計による家屋の損傷についての復旧費を資金運用部資金から一億二千万円借り出すという法案ですが、その資金の措置は、大蔵次官もおいでになっておりますが、この資金運用部資金の中から住宅公庫に百億の金が出ておりますね。これから借りる手続はどういうわけであつたのでしょうか。また大蔵省は何がゆえにそういうところから借りると言わないのですか。住宅金融公庫は、住宅の建設に必要な資金をあつせんするところであつて、どうしても住めないような家屋になつて、新しく今後再建しなければならぬ住宅の資金を、資金難で困つてこの資金運用部から新しく一億二千万円借り出すよりも、住宅金融公庫の百億がまだあるわけでは、しかも他の既定経費はそれ／＼節約を命じて、ものすくすくつな状態に一般会計の方はやられておるわけでは、そうすると住宅金融公庫の方は、一般会計予算が成立したと一緒、この予算も資金的な措置がとられておる。そうすると、他の一般会計と同じく足並をそろえて事業は進行して行くわけですから、そのうちの二億や三億借れぬはずはない。どういふわけでそのことをせずに、新しく別口で借らなければならぬ理由があるのか。また大蔵省は何ゆえに公庫の金から貸すようにあつせんをしなければならぬのですか。そこはどうか。

○佐久説明員 一般の住宅の被害回復というのと多少性質が違ふように思ひます。この特別会計における家屋の復旧と申しますのは、戦争中の爆弾によつて家が傾いたとか、半倒壊に瀕したとかいふ個々の家屋を調べまして、その復旧は鉅業権者の責任であるといふことを規定されて、その復旧を行うために、国の補助金のほかに、被害を起した炭鉱から一トン当り幾らという納付金をとらして、その特別会計が復旧をするという建前になつております。従ひまして一般の住宅の復旧と多少性質が違ふ関係で、運用部資金の方から借入れをする、こういうことにならなければなりません。

○井上委員 結局家を建てるのでしょ。家を建てるということなら、住宅金融公庫はそれでできておるのではなうですか。その方から借りて悪いといふことは一向ない。ただ金利の問題が多少かわつて来るかわからないが、もうけておる炭鉱であるならば、少々高金利を使つても、またそのうちに吉田さんは利子補給をすると言つておる。それだけの親心をもつておる吉田さんですから、住宅公庫の金が借れぬという理由がわからない。

○佐久説明員 住宅金融公庫から借りるというところは、もちろん方法としてはないことではないと思ひますが、特別鉅害復旧という特殊な事情を考慮したしまして、運用部資金から借りるということを考えておるわけでございます。それから一戸当りは従来と同じように考へておりますが、平均いたしまして二十四万円程度でございます。○井上委員 一軒二十四万円という、坪当り幾らにつきますか。それからこれは河野次官どうです。あなたは一般会計は圧縮だ／＼、節減だ／＼と大蔵省の要求を要求して、それ／＼の機関が非常なきつ／＼な思いで仕事をしておる。しかも今度補正予算においても、さらに既定経費を公共事業関係、食糧増産関係においてそれ／＼打切つておられます。その理由は、予算の成立が非常におそくて、これだけの金が全部年度内に使い切れまいから、そこでこれだけ落しても事業施行にはさしつかえないという見通しで仕事をしておる。そうすると、公庫の金はそれに当てはめて行けばちやんとりくつが合うわけですか。これが少くとも二割も三割も貸してやる、二十億も三十億も貸してやれというのなら話は別ですけれども、わずか一億そこそこの金を特別鉅害という新しい名目に籍口して、この枯渇する資金の中から大蔵省が貸さんけりやならぬという理由は、どういふところに基いておるのですか、それを御説明願ひたい。

○河野政府委員 住宅公庫は個人で、あるいは法人でもないのであります。住宅の無い人が住宅公庫から借り入れて、そしてこれは全部ではございせんが、みづから住宅を建てるといふ趣旨でございます。この特別鉅害の方は、鉅業権者が、特別鉅害によつて家がこわれた、それを復旧する場合に、法律上鉅業権者の責任ということになつておるわけでございます。鉅業権者が当然してやらなければならぬ。それをトン当り二十円、つまり鉅害地の出炭についてはトン当り二十円、鉅害地以外の出炭についてはトン当り十円だつたかと思ひますが、それを出しまして、つまり補償にかゝるものであります。従ひまして住宅公庫からの借入れは一般の人を相手にしてゐるものであります。これは特別制度でありますので、特別の制度の方が先に優先すべき筋合いだと考へております。

○春日委員 ちよつと関連して……特別会計というのは、資金の準備は全然ないのでございせんか。たとえば一億五千七百九十一万三千円という所要復旧費の中の一億二千万円をこの融資によつて弁じようとするものですが、そうすると、トン当りでどれ／＼といふことから出しかつて、ずつとその現金が備蓄されて今日に至つておると思ふのだが、手持ちの資金というのは全然蓄積されておらぬのですか。○佐久説明員 業者の納付金というのは、石炭のトン当り二十円、それから直接鉅害を発生しない、炭鉱を所有している石炭については十円といふことを出しておまして、特別の備蓄余力はないわけでありまして、それからまた特別鉅害それ自体は——この法律を出しましたのは、借入れをするといふことが今まではできない規定になつておりましたので、鉅害を復旧するためには、どうしても借入金によつてそれをまかなつて、今後の納付金で弁済するといふ措置を講ずるために、この法律案を提出したわけでありまして、○春日委員 そうすると、こういう特別会計の制度があるけれども、実際に支払う場合については、金が蓄積されてないわけではございせんか。そうすると、今日のこういうような事態が再び起きるかもしれないので、そういう場合に絶えずどこから借り入れて国庫に迷惑をかける、こういうようなことが今回のような場合には考へられるのであります。今後トン当り二十円といふのを五十円か百円か相当値上げして、特別独立会計として十分その機能を果し得るようなものに制度をかえて行かなければならぬと思ひますが、所管官庁としてそういうような指示を与えるか、法的措置を講ずるか、何らかの必要があるのではなからうか、これに對してどう考へになつておられますか。○佐久説明員 実は五年間の計画で今日に参つておりますが、その間の資材の値上りや労賃の値上りによりまして、従来予想された通りの計画が進んでおらない事情もあつたので、お説のような場合を考慮して、将来は法律の改正といふことも考へなくちやならぬ。こういうふうな考へておられます。○佐藤（観）委員 渡邊主税局長に御質問したいのであります。今度農林省が非常に問題になりまして、御承知のように、農協の再編成の問題もあつたのでございせんか。農林省は困つておるのではありませんか。農林省は農協の再編成を免除したかどうかと思ふのですが、先ほど河野次官にも懇談の席で話しておきましたが、そういう考へがあるかどうか。そういうことについてぜひ特段の考へをお漏らし願ひたいと思ひますが、いかがですか。○渡邊政府委員 われ／＼の方でも、その点について実はいろいろ検討して

みたのでございます。結論だけ申しまして恐縮でございますが、大体農産物保険をもちょうの場合におきまして、所要の経費を差引きます。従いまして現在の制度のように、これを収入金と一応見ることにして、基礎控除、扶養控除の關係からいたしまして、ほとんど大部分の農家におきましては、どちらかにしても課税という問題はあまり起きて来ないだろうということが実は一点考えられるのであります。

もう一点といたしましては、農業共済の金が保険であるか保険でないかという点については、いろいろ御議論があるようでございまして、われ／＼も特に検討しておりませんので、一応その方の専門家の御意見を伺っているわけでございしますが、保険そのものと言えないにしても、かなり保険に類似した金であります。こういうことになつて参りますと、現在の税一般の建前からいたしまして、たとえば雑損控除の場合におきまして、百万円の家が焼けた、その場合に五十万円の保険金が入つたという場合におきましては、差引き五十万円が雑損であるといつたような制度をとつております關係からして、農産物についてその点について特例をつくるということとは、税全体の建前からいたしまして、新しい制度がそこへ入つて来る關係から、あとに非常問題を残すのでなからうか、こういうような点から、実効的に見まして、それだけではない大きな効果も期待できないのではなからうかという点と、他の權衡という点から、共済を収入金に見ないという御意見はわれ／＼として、はちよつと賛成いたしかねる、こういう立場にあることを御了承願います。

○佐藤(電)委員 最近農民に対するいろいろな問題がたくさん出て来まして、いろいろ御注文をして申訳ないと思つておりますが、われ／＼の同僚議員の内藤友明氏、小川豊明君からたゞ／＼主税局長にお話しておりました、いわゆる供出米、義務供出の免税の問題であります。今年度は非常に不作のために相当の問題が起きて、おそれ供出問題は内閣の命とになるのではないかと危惧もあるものでございします。そこで恒久的な問題としてはいろ／＼な議論もありまして、われ／＼もそれ／＼い／＼な問題で考えておりますけれども、特に本年に限つて義務供出の米代は免除するというお考えがあるかどうか、この点について最近のお考えをお漏らし願いたいと思つて、

○渡邊政府委員 その点につきまして、われ／＼も最近の情勢と照し合せて、さらに検討を続けておるわけでございしますが、供米代金につきまして、これを収入の中に入れて見ないという点につきましては、ほかの課税の關係からいたしまして、どうしてもくつの上からいつてうまく説明ができない。最近におきまして基礎控除、扶養控除等も相当引上げられておりますし、従つて平年作という当初の予想の場合におきまして、一応九十万戸程度が納税人員ではないか、今年のようになつて来ると、おそれ納税人員といふものははるかに小さな数字になるのではないかとわれ／＼は思つております。従いまして供米代金を、たとえばお説のように課税の対象としないということにいたしまして、結局それによつて恩恵を受けますのは、そ

○佐藤(電)委員 もう一点お尋ねしたいんですが、実は税制問題が非常に世上的問題になりまして、われ／＼もいろいろヨーロッパの先進国のい／＼な税法を調べて来たのでありますが、いづれそういう問題については、お互い意見を発表するともあるかと思つて、現在わが国におきましては税制調査会というものがございまして、先ほど河野次官に言つたのだけれども、屋上屋を重ねることであるかのようにも考えられますが、一体今税制調査会の中心題目はどういうもので、また現在どういふふうに進行をしているかという点を、参考書類も来ておりますが、簡単に主税局長から承りたいと思つて、

○渡邊政府委員 税制調査会は内閣にできておりまして、今せっかく税制關係についての検討をしております。大分仕事もはかどつて参りまして、本月の十一、十二の両日に總會を開きますが、大体その總會くらいでかなり結論がまとまつて来るのじやないかというふうにして参ります。税制調査会は、一応われ／＼のつもりとしては、現行の制度の問題について御意見を伺いたいということに關したのでございしますが、各委員の御議論を伺つて参りますと、いづれもおつしやることは、制度の問題というよりも、むしろ現在の

の負担が非常に高い、何とかしてこれは安くならぬかという御意見がほとんど全部でございします。議論の中心にたしましては、やはり所得税を中心にして、所得税の軽減ということが、何とか考えられぬかということ、たゞ／＼この委員會でも御議論に出ます、たとえば給与所得者ならば月給二万円くらいのところまでは――これは家族の数にもよりますが、子供が三人と夫婦というふうな場合には、せめて二十四万円くらいまでは税金がかからないようにならぬかという御意見でございます。それからそれと関連いたしまして、現在の税率が御承知のようにどうも非常に足早に暴進しております。これが中クラスの負担を非常に重くしているから、片方で基礎控除、扶養控除をされるということと関連して、この機会にそういう税率のもう少しならぬかという御意見が強いものでございします。法人税につきましても、百分の三十五とかいふ／＼の御意見がございしますが、そこまで行かなくても、ある程度減税できないものかどうかが、それからもう一つ地方税におきまして、特に事業税でございしますが、個人の事業税を中心にして、現行が御承知のように百分の十二になつております、これはどうも非常に高いから、これを何とか考えられぬか、もつと下げられぬか。そのほか地方制度調査会でもつて中央、地方の財源調整の問題が議論になつておりまして、地方制度調査会の答申としましては、一応入場税、遊園飲食税を国税に移して、そのかわり人口割でもつてその分を府県に返すとか、いろいろございしますが、こ

つたような意見でありまして、大体税制調査会も同じような意見を持つておられるようでございします。たださういふふうには減税して参りますと、相当大きな歳入が減る。従つてそれに対しては、一部はやはり間接税の増徴でこれを補うべきじやないだろうか、一部は自然増収をそれに充てるべきじやないだろうか、こ

○佐藤(電)委員 河野次官にもう一点お尋ねします。河野さんは主計局長のベテランとして非常に予算の何をやつておられましたか、今渡邊主税局長が言われましたように、日本の税金の高さは問題で、これは外國の例を見てもわかりますが、大体ヨーロッパのどの国でも、國民の担税力を中心にして予算をとつておるわけでありまして、日本では予算を先にきめてしまつて、あとで税金をとるというところで、昨年も自然増収、今年も自然増収とい

つたような意見でありまして、大体税制調査会も同じような意見を持つておられるようでございします。たださういふふうには減税して参りますと、相当大きな歳入が減る。従つてそれに対しては、一部はやはり間接税の増徴でこれを補うべきじやないだろうか、一部は自然増収をそれに充てるべきじやないだろうか、こ

○佐藤(電)委員 河野次官にもう一点お尋ねします。河野さんは主計局長のベテランとして非常に予算の何をやつておられましたか、今渡邊主税局長が言われましたように、日本の税金の高さは問題で、これは外國の例を見てもわかりますが、大体ヨーロッパのどの国でも、國民の担税力を中心にして予算をとつておるわけでありまして、日本では予算を先にきめてしまつて、あとで税金をとるというところで、昨年も自然増収、今年も自然増収とい

うことで、苛斂誅求に税金をとつてま
わす、こういう政治が行われておるわ
けであります。そこでわれ／＼は考え
るのであります。入るをはかつて出
るを制するというのが原則であるにもか
かわらず、日本の大蔵省のやり方は、
出ることを先にして、入ることは考え
ずにやる。従つてどうしてもその負担
が中産階級におつたかぶさつて来る危険
があるのです。こういうことがいつま
でも続けば、現在の社会不安
がますますなる。御承知のように現在の
事情のもとにおいては、俸給生活者の
税金が高いという声もあるわけであり
ます。今度の臨時国会は短いから、こ
ういう点でどうしようということは言え
ませんけれども、少くとも昭和二十九
年度におきましては、こういうこと
のないように、もう少し国民の負担力を
考へて予算をとつた方法を考えてな
ければ、私はいつまでもたつても問題
は解決しない、こういうふうに考へてお
るわけであります。そういうことにつ
きまして、河野さんは最近次官になら
れたのであります。主計局に長くお
られたのであります。そういう方
法を考へる御意思があるかどうか、こ
の点をもう一ぺん伺ひたいと思ひ
ます。

○河野政府委員 過去において数年間
毎年減税を実施して参りましたが、こ
れは一つには産業の合理化に伴う価格
調整補助金を食つて行つたことと思
ひます。ドッジ氏が言つたいわゆる竹
馬の足の一つの価格調整、これは二十
四年度の当初予算に二千億があつたの
ですが、一つはそういうものを食つて
行き、また国民経済の回復に伴う国民
所得の増に相伴つて、ここ数年、毎年

中央、地方を通じて千億程度の減税を
実施して参つたのであります。それが
最近になりました。その所得の伸びも
前ほどでございませぬし、価格調整補
助金と申しまして、食糧だけの三百
億程度になりました。その点から今ま
でやり得たような減税は実は相当むず
かしくなつて来ておる。ただいま出る
方をかつてにして入る方を調達する、
こういうお話がございまして、これ
はわれ／＼、予算を編成する者といひし
ましては、十分両方をかみ合せ、にら
み合せてやつて行つてゐるような次第で
ございまして、むしろ出るものはかり、
入るものはかるという方針で実はやつ
てゐるわけであります。今後の日本の
財政といふものは、こういうふうな災
害の跡始末といふこともございませぬ
し、内外の情勢からいへば、な問題
があることは御承知の通りでありまし
て、実は昭和二十九年年度の予算の編
成は、むしろ財政の転換期といひまし
て、相当思い切つた考へ方をしないとい
いかぬのではないかと、また税制調査会
におきましてはどういう結論が出て来
ますか、この点につきましては、政府
としてももちろん尊重して参りたいと
思つております。これらの点につきま
して、せつかく御協力をいただきます
といふふうに考へております。

○千葉委員 黒金君。

○黒金委員 いろいろ災害に關しまし
て税金の点でお話があつたように存じ
ますが、私はこの災害について、税制
の改正といった制度の問題もさること
であります。一面におきまして、現
行制度の運用が非常に問題になるの
ではないか、むしろ重点は運用にあるの
ではないか、かように考へておりま

す。水害、風害につきましても同様だ
と思ひますが、特に冷害につきまして
は、たとえば一つの村の中におきまし
ても、この村の中の平野部と山間部で
は非常にできが違つております。もと
より皆様御承知でありましようが、わ
せをつくつていらつしやる方、あるい
はおきてをつくつておる人、その耕作
主がつくつております品種によりまし
ても非常な相違がある。従ひまして突
際にまわつてみました場合に、隣同士
のたんぼでありながら、一方ではかな
りの収穫がある。隣の田は完全な青立
ちになつておるといふような例が非常
に多いのであります。こういう点は、今
までの課税、特に農業所得の課税につ
きましては、大体において一村当りの
平均の収穫をおとりにする。また平均
的な経費をばらんにする。一村を単
位に所得を計算する。これを標準にし
て示されまして実際の課税をしておる
のが大体の実情であると思つたのであ
ります。またこの課税の方針につ
いて、おそらくはそういうやり方
をなさるんじやないか。もしも一つの
村の中におきまして、山間部あるいは
平野部といふふうな幾つかにわけて標
準を立てるといふことは、一段の進歩
であるかと思つたのであります。手間
もかかりますし、そこまではな
なかりきくじやないかと思ひます。私
どももいたしましては、そういう標準
を立ててお示しになること自体が悪い
ことである、これは思ひやうなものであ
ります。仕事の便宜上から申ししまし
ても、納税者の側から申しましても、そ
ういふ点はある程度の便宜でやることは
たし方ない。しかしながらふだんの年

におきましても、一つの村の中庸をと
つた平均率から見ますれば、それより
もうかつてゐる人があります。これは
黙つております。これより損をしてい
る人でも、多少の損のときには、お役所
に行くのはめんどくさいといふので
黙つております。かなりひどい例外的
な人だけが陳情に出かけて行く。なか
なかお役所の方では、それをお取上げ
にならないといふのが実情であつたよ
うに思ひます。ことしにおきまして
は、この冷害が非常に多い。一つ
の村の中におきまして、平均的に二割
五分の減収であると申しまして、中
には一割でとまつてゐるものも相当あ
りましようし、また五割以下、あるいは
三割以下になつてゐる人も多い。こ
ういふように、今度の冷害におきまして
は、場所なり、つくつております品種
なり、あるいは冷害になつてから後に
どの程度に手をかけたか、こういう経
費の投下その他によりまして非常に収
益の率が違つて来ておる。こういう際
には、非常に言ひにくいことではあり
ますが、今までのようなやり方ではな
し、よほど懇切丁寧に、例外的なもの
を十分に話を聞いてお認めになる、こ
ういふやり方をして参りませんと、結
果においてゆゆしい問題が起るのじや
ないか。来年の税制改革を控えまし
て、いろいろ御施策になつてゐると
ころもありましよう。その施策より
も、まず第一に今年の税金を円滑に行
つて行くといふことが、政府に課され
た仕事であらうと考えますので、今度
の特に冷害地におきまして農業所得の課
程について、どういふやり方をなさ
いますか。これは国税庁長官に何う方
が

体的にお教へ願ひたいと思ひます。
○渡邊政府委員 その仕事につきまし
ては、御承知のように国税庁の方で直
接担当しておりますので、具体的に詳
細にこの点につきましては、ちよつ
と黒金委員の御満足の行くような御答
弁はできかねるかと思ひますが、今黒
金委員のお話になりました点は、私、
全然同感でございします。従来農業所得
につきましては、標準率のようになこと
で仕事をしておりました。一応そう大
きな弊害もなかつたといつたような考
え方でやつて参つたと思つたのでござ
います。これもやがて言へば、黒金
委員のおつしやつたような幾つかの問
題があるのであります。特に本年のよ
うな冷害の年におきましては、黒金委
員のおつしやるように、場所々々によ
つて、相当近接しておりましたも、か
なりそこへ開きがあるわけでもござ
います。こういう点につきましては、十分
親切に入念に調べて、同時にこういう
年においては、課税の面において特に
無理の行かないように注意するといふ
点については、執行官庁として十分配
意すべき問題じやないか。この点につ
いては、黒金委員の御趣意はよく国税
庁長官の方に伝えまして、御満足の行
くような結果を得るようになつたとい
ふと思つております。

なお先ほど柴田委員の御答弁で、留
保しておつたものがありますから申し
上げたい。先ほど柴田委員の質問で、
現在の災害減免関係で租税を全免する
場合の家財家具の損害が二十五万円以
下、これは二十二年からきまつてゐる
制度じやないかといふふうな御質問が
ありましたが、二十二年のときにおき
ましては、現在の二十五万円に當る数

第一類第六号 大蔵委員会議録第三号 昭和二十八年十一月四日

字は二万五千円でございまして、その後二十三年、二十四年、二十七年、三回にわたつて改正が行われておりまして、二十七年の機会に従来十五万円であつたのが二十五万円になつた、こゝういふふうになつておりますので、柴田委員はおりませんが、一応この機会に御答弁さしていただきたいと思ひます。

○黒金委員 今の主務局長の御答弁を承りまして、やや安心いたしましたのでありますが、今度の冷害地の大部分といふものは、農村地帯が非常に多いと思ふのであります。特に単作地帯に冷害が多く起つております。この点が非常に問題になる点だと思ふのであります。が、今回のいわゆる救農国会において、農村に對してのいゝ／＼な直接的な援助はある程度行われておる。ところがこの凶作の結果といひましては、特に単作農村地帯においては、あらゆる商業に對して影響するところが非常に大きいのであります。農村の購買力を當てにしております地方中小都市の商店、あるいはこれに對する生産を行つております工業、こうした中小零細の商業がかなり大きな影響を受ける。たとえば東北地方のごときは、豊作でさえあれば全体の景気が潤う、凶作であればあらゆる産業が萎縮沈滞する、これが実情であります。従ひまして、ただいま主務局長の言明なさいました農村に對する課税について十分な親心を示し、不平を起さしたくないといふ点をいま一歩お進めになりまして、こうした地方の商業に對しても、たとえば全国一律的に見まして、物価が幾ら上つた、生産量が幾らふえたといふことについて引きずられがちで、全

国画一的になりがちな景氣の予想と申しますか、所得の上昇の予想と申しますか、こゝういふことにあまりとらわれずに、各地方々々の実情に即するような所得の算定にお努めになるように努力をお願いしたいと思ひますが、これに對する御意見を承りたいと思ひます。

○渡邊政府委員 御趣旨の点につきましては、われ／＼も全然同感でございまして、御趣旨に沿うように執行の面において努力したいと思へます。

○千葉委員 飢害問題について、井上君。

○井上委員 飢害家屋の復旧に關する問題に關しまして、もう一、二点聞いておきたいと思ひます。この資料で出ております五百九戸、緊急復旧を要する家屋、これが各県別に集計をされておりますが、これらはいずれもそれぞれ炭鉱業者の責任に屬する飢害であらうと思ひます。そうしますと、風水害によつてかようなことになつたからという理由も一応は了解ができましたが、法の建前からいいますと、これは炭鉱主がその責任の大半を持たねばならぬといふことになつておると考えますので、炭鉱主がみずから取引いたしてあります市中銀行その他の銀行から資金的な措置はできないものでござい

ますか。それからいま一つは、一トン当り幾らという補償金を出して復旧をやつておる現状から、その単価を引上げ、この際臨時的な賦課をいたしまして復旧をする、そういう措置がとられないのであります。とられないのはどういふ理由でとられないか。もし臨時的賦課ができなければ、次年度のものも繰上げて徴収をしてやつた場合の金額はどのくらいになるか、それをひとつ

御説明願ひたい。

今申しましたように三つ御質問をいたしました。一つは取引銀行からの融資ができないか。その次は、臨時的な臨課金によつて復旧ができないのか。それが困難とすれば、次年度の分を繰上げてやるという処置がとれないか、この三つについて御説明を願ひたいと思ひます。

○佐久説明員 この特別飢害の復旧と申しますのは、復旧全体の資金をその炭鉱の出炭量に応じて出させまして、従つて必ずしも被害を与えた炭鉱がその家屋の復旧をするかどうかというところはわからないわけでありまして、出す金は出炭に應じた金であります。それで復旧自体は特別会計がやるわけでありまして、かりに資金のあつせんをやりますと、これが一般飢害のやうに、飢害を与えた炭権者が復旧をするといふ建前になつておればその問題は考えられますが、特別飢害の場合それは考えられないと思ひます。

それから次年度の分を繰上げてというお話がありました。これは法の建前が過去の一定期間の出炭一トンについて幾らということになつておりますので、次年度分を繰上げるといふことも困難であると思ひます。

それから臨時的な金を取立てるといふのも、やはり今の法律の建前からいふと困難でありまして、結局考えられる方法としては、ただいま御提案申し上げたやうな方法が、本年度限りの臨時措置として一番適當であると考えております。

○井上委員 そうしますと、一億二千万円という金は何年計画で返還する予定ですか。

○佐久説明員 今後の納付金の中から、特別会計の方で三年計画で返還するといふ考えでおります。

○井上委員 三年ぐらゐで返されるほどの措置ができるならば、百尺竿頭一歩を進めて、もう少し賦課金をよけいとつたらいじやないか、どういふわけです。

○佐久説明員 相当もうけておつたように思ひます。そういうことをするから、この風水害に便乗しておるといふことを言われる。だからあなたの方がせめて他の住宅並に、今後十年なり十五年なりで分割払いにしても、年々わかつて採算が合わぬといふやうな話ならわかると思ひますが、三年という短期間に一億二千万円が返されるほどの、いゝ／＼累加した賦課金がとれるなら、もうちよつとよけいとつたらいと思ひますが、どういふわけですか。

○佐久説明員 炭権者自身が復旧をするといふ場合であれば、お説の通り市中銀行から借りるといふことができると思ひますが、この法律に書いてありますやうに、その納付金は一トン当り幾らという計算で出ておりますので、この法律自体をさわるよりも、この臨時措置として會計的な特別な措置を講じた方が適當であると考えたわけでありまして。

○浅香委員 ただいま議題となつております農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案及び昭和二十八年度における特別飢害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案の両案につきましては、質疑も大体尽くされたと思われますので、この際質疑を打ち切ら

れんことを望みます。

○千葉委員 ただいまの浅香君の動議のごとく決定するに御御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○千葉委員 御異議ないものと認めまして、右兩案につきましては、以上をもつて質疑を打ち切り、これより討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。内藤友明君。

○内藤委員 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案につきまして、附帯決議を付しまして賛成いたしたいのであります。附帯決議を讀み上げます。

昭和二十八年度における農業災害の深刻化に伴い、農業共済再保険特別会計の資金不足によつて保険金の支払に支障を生ずる憂いがあることにかんがみ、政府は予算的、資金的措置を講じ、罹災農民への保険金支払の円滑化に善処されたい。

右決議する。

以上であります。

○千葉委員 次に井上良二君。

○井上委員 ただいま上程されております二法案中、特に農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案について、遺憾ながら賛成できません。

その理由は、御承知の通り政府みずからさしあたり的一般会計から繰込む再保険支払の財源に充てる不足分として、百三十億を予定して今国会に提出をしております。ところがその翌日になつて、これが何と四十五億も水増しであるといふことになつて、八十五億に切つてしまつた。これほど国会を侮辱し、これほど現実の農業共済の

れんことを望みます。

○千葉委員 ただいまの浅香君の動議のごとく決定するに御御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○千葉委員 御異議ないものと認めまして、右兩案につきましては、以上をもつて質疑を打ち切り、これより討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。内藤友明君。

○内藤委員 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案につきまして、附帯決議を付しまして賛成いたしたいのであります。附帯決議を讀み上げます。

昭和二十八年度における農業災害の深刻化に伴い、農業共済再保険特別会計の資金不足によつて保険金の支払に支障を生ずる憂いがあることにかんがみ、政府は予算的、資金的措置を講じ、罹災農民への保険金支払の円滑化に善処されたい。

右決議する。

査定に對しておるその査定はなかつたと考へます。われ／＼は本年度の災害が全国的に非常に深刻なもので進んで行つて参り、現に本委員会において究明をいたしたところ、水稲においてはまだ損害査定が最終的にわかつていない状態であり、さしあたり現在の状態においては三百四十五億に達するといふ膨大な損害になり、今後の進行を見ますと、少くとも四百億を突破するのではないかと、このことからいひましたところ、その予算措置におきまして、現に農林省がたゞいまの状況において出しましたところによつても、不足は約七十億に達する。従つて現在予算化されておる八十五億は、主として関東、東北の冷害地の被害保険金として支払われるのであつて、西日本全体の病虫害、風水害等による被害にはほとんど充当することはできません。さういふ点からいへば、予算的措置に基く法案を本委員会に出して参りまして、まづたゞこの案は眞に農業災害保険の実施に伴う性格を逸脱するのみならず、また収穫無による農業経営上、また生活の上に非常な困難を來しておる農家に対する国会としての立場からも、われ／＼として賛成はできません。特に今度の救農国会で、冷害対策、風水害対策等がそれ／＼立てられておるが、いづれも、どうもほんとうに当該被害農民を救済し、被害農家を建直するということには、ほんとうに行き届いた対策といふものが、法的には一応立てられておるけれども、その裏づけの資金的、予算的措置といふものがまづたゞ問題にならないことが指摘されておるのであ

ります。この農業災害保険から四十五億を冷害対策にまわしておるけれども、冷害対策の内容を検討してみても、そのいづれも、この冬から来年の春植えつづまでの間に一体何をやるかとするのか、その結果農民に直接どういふ利益を与えようとするか。現実には飯米も買ふことができない農家がたゞさん出てるにかかわらず、いろいろな救農土木事業を、これから計画して実行しようとしても、それが非常に雪の深い地帯では、はたして眞に農民を救済し得る農業土木がどれほど一体徹底するであろうかといふことを考えたときに、かえつてそれはその中間にある土木業者や、それを計画する人々のい／＼な運動のために莫大な経費が使われて、実際の農民の手どりの救済金といふものはほんのすずめの涙にしか当りてはせぬかといふことがいろいろ問題になつておる。さういふ点から考へて、現実に農業災害を受けつた場合は、当然法律による損害査定によつて必要な保険金を支払うという建前になつておる現実から、この保険金を完全にすみやかに払うてやること、が、現実の現金収入に困つておる農家をどれほど救済するかわかりません。さういふ点に對して、せつ／＼政府がさしあたり百三十億といふものを組んであるものを、四十五億も削つてしまふ、それがまた何ら問題にならずに通るというやうなことで、救農国会の大きな看板に偽りがあり、このことはまた一般農民に對して非常な失望を与えるのであります。さういふ見地からいへば、われ／＼は、現在農林省が出してあります不足分七十億を加えた案が、さしあたりこの法律案の裏づ

けとして出さなければならぬと考へております。さういふ意味から、この法案には賛成はできません。同時に、ただいま内務委員から提案をされました附帯決議案には私は賛成をいたします。この決議案がすみやかに具体化されて、実際の第二次補正予算に計上されることを一日千秋の思ひでわれ／＼は期待をいたしますが、遺憾ながら、それが具体化されるまでは、この法案にはわれ／＼は賛成するわけには参りません。さういふ立場に立つて私はこの法案には反対をいたします。なお、ただいま提案になつております昭和二十八年年度における特別救済復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案も、ただいままで質疑いたしました通り、どうもわれ／＼いろいろな角度から考へてみまして、いわゆる他の災害復旧の諸立法に藉口してつくられた法案であり、資金的措置であると考えられる点がきつめて多い。現実には炭鉱の事情がいろいろ問題になつておるとき、資金的措置はもつと他の面において十分つくはずであり、特に預金部資金が非常に枯渇しておる現実に對して、災害全体が融資難に陥り、今申し上げました農業共済の資金的措置においても非常に問題のあるとき、その金額がいかに少額であるといへども、預金部資金からかくのごとき性格のもの、資金をあつせんする必要は私は認められぬ。さういふ見地から、この法案のねらうところは正しくとも、そのやり方が誤つておるという点から、遺憾ながらこれには賛成するわけには参りません。

さういふ二法案に對する反対意見を申し上げます。
○千葉委員長 討論は終局いたしました。これより右両案を一括議題として採決に入ります。まず農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案より採決いたします。
本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。
〔賛成者起立〕
○千葉委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。次に、昭和二十八年年度における特別救済復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律案について採決いたします。
本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。
〔賛成者起立〕
○千葉委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。次に、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律案に對し、内務委員より提出されました附帯決議の採決をいたします。
本附帯決議に賛成の諸君の御起立をお願いします。
〔総員起立〕
○千葉委員長 起立総員。よつて本附帯決議は決定いたしました。なお、ただいま採決いたしました両案に関する報告書の作成並びに提出手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。

○内務委員 ちよつと委員長からお諮りいただきたいと思ふのであります。が、農林委員会から、昭和二十八年年度における冷害等による被害農家及び被害農協に對する所得税及び法人税の特例措置法につきまして、大蔵委員会に申入れがあるのであります。この申入れにつきまして、両委員会におきまして懇談を開き、この処置をはかりたいといふことを、皆さんにひとつ委員長から御協議いただきたいと思ふのであります。
○千葉委員長 いかがでしょうか、ただいま内務委員からの御提案であり、主税局長に對して同内容の御質問がありました。そこで主税局長から先ほどお答えになりました。これにつきまして、明後日ごろ農林委員と連合で懇談会を開き……
○大上委員 ただいまのお話でございますが、委員会としては、当然重大に扱わなくてはならぬと思ひます。そこで本委員会の理事と農林委員会の理事諸君でよく話合つてもらう方がいゝじやないかと思ひます。
○千葉委員長 ただいまの大上君の御提案の通りでよろしうございませう。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○千葉委員長 それではさうに決定いたします。
○井上委員 この際印刷局の事業並びに専売局、造幣局の仲裁裁定について政府の態度について、二、三質問を申し上げたいのであります。まず印刷局長及び河野次官に伺うのであります。印刷局の特別会計の純益金は、昨

年度はどのくらいいさしましたか。そしてその処置はどうしましたか。それから本年はどういう状況に今日まで進捗しておりますか、去年との利益金の比率をお示し願いたい。

〔委員長退席、内務委員長代理 理着席〕

○吉田説明員 印刷局特別会計の昭和二十七年年度の純益金は、三億百万円でございます。本年度の益金は大体予算上において、五億円程度計上してあるわけでございますが、現在のところ、大体事業は順調に推移しておりますので、この五億円程度の利益は、大体確保できるというふうな見通しでございます。

○井上委員 そうしますと、この上りました純益金の三億円は、一部工場内の生産施設の拡充、また事業員の福利厚生施設等に使われる分もあるかと存じますが、なおそういうものが一般の経常費で計上されております場合は、これらの益金はそのまま国庫に納付されることになりはせぬかと考えます。また事実仲裁裁定委員会におきまして、かくのごとく三億ないし五億という利益が年間に上つていられる以上は、他の民間産業との賃金水準において当然仲裁裁定を実施すべき必要があるというのを言われておりますが、どういうわけで政府はこの仲裁裁定に対して予算的措置を今度の補正においても、また来るべき補正においてもどうとらうとしないか。これは非常に重要な問題でありますので、現実利益が上つてないということならばまた問題でございますが、現に印刷局側から仲裁裁定委員会に提出しました資料によると、印刷局の職員の給与は、民間の同業的な印刷業者の賃金水

準に比して相当低いようでございます。これは印刷局が日本銀行の紙幣を印刷してあるが、その紙幣を日本銀行に売り渡す価格が非常に低いではないかということが言われております。といひますのは、御存じの通り日本銀行は独占金融機関である立場もありましようが、非常な利益を上げておつて、しかもこの日本銀行の職員の給与水準というものは、他のいづれと同業者及び業態に比べても非常に高いのでありまして、そういう実情から考えてみて、この印刷局の職員の給与が非常に安いというのは結局は日本銀行に売り渡す銀行券の売渡し価格が低いということから来ておろし、そういう点をもう少し改訂をいたしますならば、さらに仲裁裁定の完全実施が予算的にそう無理でないといわれは考えられますが、その間の経緯について、局長並びに次官から御答弁を願いたい。

○吉田説明員 それは、私から最初にこの仲裁裁定におきまして経過を簡単に申し上げたいと思ひます。最初ことしの七月に調停委員会における調停がございましたが、これに対しては組合の方、また官側の方にございまして受諾ができません。結局八月に裁定が開始されております。この仲裁裁定におきましては、議論があらつたわけでございますが、御承知の通り印刷局の事業と申しますものは、必ずしも企業的なものではないのでありまして、いわゆるたゞいまお話をありましたように、日本銀行券でありましか、あるいは郵政省の關係の仕事でありましか、あるいは国会とか、あるいは予算書というふうな政府關係の印刷物を製造しているわけでありま

す。従つてある場合においては非常に無理な作業もしなければならぬし、また仕事の性質上間違ひがあつては困るということ、非常に品質の問題を嚴重に申します。またこれが検査については非常に手数がかかまして、間違ひのないということを非常に重大視するわけでありましか。その間他の企業のような能力を追求するということとはちろん考えぬわけではありませんが、一方においてはそういう品質、あるいは間違ひのないというものを非常に重大視してやつていくわけでありましか。その点において、一般の企業とは多少性質を異にするというふうな点があるわけでありましか。またこの印刷局に従事しております公務員の方は、公務法の適用を受けております職員が大部分ではあります。一般公務員法の適用を受けておるものも多少はありますのでありまして、これらとの間に給与の権衡をはからなければならぬという問題もあるわけでありましか。またこの製品が先ほど申しましたように、すべて政府關係の製品でありますために、結局は損益と申しましても、一般会計並びに他の特別会計、あるいは日本銀行のよう

な特別会計類似のものというふうな、国家的な機關の間の相互における金の流れも起るわけでありまして、損益と申しましても、非常に広くこれを考えたいと申します。結局は一般会計の損益に帰着して来るというふうな性質を持つておるわけでありましか。印刷局の職員に対する給与についても、いろいろと議論があつたわけでありましか、ただ何と申しましても、現在やつております仕事そのものは、民間の印刷事業の従事員のやつておる仕事とほとんど同一の仕事をやつておるわけでありましか。われ／＼といたしましては、この賃金をきめる一つの基準といたしまして、現在の民間の企業の給与をいろいろ調べてみたのでありますが、これはなか／＼外部には資料をはつきり出さないわけでありましか。ある部面においては非常に高い部面もあるようでありましか、またある部面においては相当低賃金のところもあるように見えるのでありまして、必ずしもいいデータとして自信を持つて採用するだけのデータが出なかつた。やむを得ずこのいわゆる毎月の勤労統計、これは労働省で調べておられます一応公的に認められておるものである。その出版印刷の關係を見まして、それを一つの基準といたしまして、われ／＼としてデータを出して、仲裁裁定委員会に一つの基準として意見を申し上げております。しかしわれ／＼としましては、実際問題としてこういういろいろな決定をされましか場合には、先ほど申し上げましたような事情がございまして、一般公務員との権衡、また財政的見地からいろいろな考え方というものの、十分お考え願つてきていただくというところが適當ではないだらうかというのをわれ／＼の意見として申し上げたわけでありましか。ただし、すでにここに裁定が出ましたわけでございますが、これに対しては、もちろんわれわれとしては尊重して行かなければならぬというふうな考慮はおるわけでございます。以上が大体の経過であります。

○井上委員 河野さんから予算化の問題をお聞きしたい。

○河野政府委員 仲裁裁定が出ました以上、これは公務法の精神に従ひまして、できるだけ尊重しなければならぬわけでありましか。しかしいろいろな点において困難な問題がございまして、いろいろ目下検討しておる段階であります。もちろん各企業体において経理の内容は非常に違います。これを實施すると、国鉄あるいは郵政のごとく、料金の問題が起つて来ることもあります。それから単に利益と申しましても、いろいろな要素が入つてくるわけでありまして、アルコール専売というふうなものにつきましても、大部分が酒税に相当するものが利益として入つて参ります。一般に企業体につきましても、これは特別会計の企業もそうでありましか、国家の資本でいたして、無利子でやつておるわけでありましか。税金も納めておるわけでありましか。法人税も固定資産税も納めておるわけではありましか。大体利益といふものは、そういうものを含めまして一般会計に帰属するというのが、現在の法制上の建前になっております。第二次補正予算ということが今後問題になるわけでありましか、御承知のような事情で、非常に難成難に陥つておりまして、一文でも財源がほしい段階でございまして、そういうふうな点も多々ございまして、現在提案いたしておりました上げたわけでありましか。現在の予算では、予算上、資金上不可能というふうに考えております。

○井上委員 さきに局長からお話がございました通り、二十七年に三億一千万円の利益を印刷局であつておる。今年は大体五億予定をしておるといふ

○吉田説明員 二十七年年度の三億の利益と申しますのは、実はこれは二十七年年度におきましては、途中におきまして多少作業の変更がございまして、御承知の通り従来千円札をずつと刷つておりましたのですが、昨年の中途から百円の新しい型を刷ることにになりました。その関係上いろいろそこで、実はまた新しいインクを使うことを発明いたしましたして、これは非常にかわきの早いインクでございしますが、そういうものを使用いたします関係とか、またその他作業の改訂によつて、各工場で色を合わすのに非常にたいへんだというような関係から、作業関係が中途でもつて、何と申しますか、ちようど製品

○井上委員　ただいま局長からいろいろの説明がございましたように、新しい能率的な仕事をやるためにいろいろ発明、くふう、改良を加えて行つて利益を上げることが、工場経営者としては当然の考え方であります。そうなればそうなるほど製造量はふえて来ることになります。だからそれだけ労働が強化されることは明白でございます。そこでいま一度河野さんに伺いま

許されません。そういう点から、私は国鉄の運営についても国鉄みずからがいろいろの問題を起しておりますように、運営に対してつとときびしい対策を考えて、合理化、能率化に努めますならば、それ相応の措置ができるのではないかと考えられます。また郵政におきまして、これを電通と切り離して別々の会計にしておるというところに大きな問題がありはせぬか。あな

うことにしなければならぬのに、不平不満を起し赤旗を立ててへたばり込まんんだら実施せぬ、そんなくせをつけたらあきませんよ。初めからやらぬのなら最後までやらぬというならいい。ただわい／＼言うて周囲へ来て、夜通しやかましく言われるとし／＼やる。やるんなら初めからちゃんとしてやつたらいい。そういう悪いくせをとつやめて、この警察官としてま

ことではございませんが、そういう問題もあることは否定できないと思います。ただ印刷局特別会計の問題はどうかということになるのでございますが、これは先ほど井上さんがおっしゃった企業の従業員の努力によつて利益が上つたという場合、これは前国会におきまして特別会計の法律を改正いたしまして、従業者の努力によつて収入

第一類第六号 大藏委員会議録第三号 昭和二十八年十一月四日

ます。従つて目下慎重に検討しておる
のでありますが、なか／＼困難な問題
であるうと私は考へておるのでござい
ます。

○平岡委員 ちよつと関連して……。

まず次官に質問いたします。何か一般
論的なお話なんですが、そうでなし
に、印刷局の仲裁裁定だけに限定しま
して、まず特別会計から二十八年度に
おいて一般会計の方に繰入れらるべく
予定された益金は幾らですか。

○吉田説明員 二十八年度においては
四億九千九百万円というのが一応純益
金として予定されております。そのう
ち大體資本の増加分、つまり施設費増
加というふうなもの二億一千百万円を
差し引きまして、納付を予定されてお
ります益金が二億八千八百万円といふこ
とになっております。

○平岡委員 先ほど五億とおつしやつ
たのは……。

○吉田説明員 それは、全体の益金と
して約五億と申しましたのは、正確に
申しまして四億九千九百万円といふこ
とになります。

○平岡委員 そうするとまだ二億一千
万ほどあるのじやないでしょうか。こ
の間の仲裁裁定自身の予算との差額は
多分一億三千万ほどあります。そうす
ると、それで十分カバーできる余地が
あるのではないですか。

○吉田説明員 御承知の通りこの予算
において納付益金二億八千八百万円と
いうのは、予定されておるわけであり
まして、これが一般会計に繰入れられ
るわけでありまして、従つてこれをどう
いうふうにするかということになりま
す、これはむしろ一般会計の關係に
おきまして、広い財政的見地からきめ

ていただかないといけない問題じやな
いかというふうに、われ／＼として
考へております。

○平岡委員 広い財政的見地から、い
ろいろな支流から金を吸い上げよう
という河野さんの立場はわかります。

しかしあなた局長自身として、今の
印刷局の印刷能力が上つたために、今
の仲裁裁定を十分カバーし得るだけ
のいば余分の益金という点におきま
して、この仲裁裁定の結算をぜひとも
つけてほしいというふうにお考えであ
りますか。

○吉田説明員 こういう印刷局とい
う企業体の経営、特に事務の方を担当
しております者といしましては、諸種
の事情が許せば実行してやりたい、特
に現在印刷局の従業員諸君は、非常
に仕事は熱心によつており、成績も非
常に上つておるわけでありまして、ま
た組合その他の方面においても、非常
に協力してやつて来ておるわけです。

そういう点においては、他のい／＼な事
情が許せば、これはぜひ実行してい
たいといふふうな感じはしております
のです。ただ先ほど申し上げましたよ
うな点、な見地から申しますと、
今の状態ではなか／＼困難な点がある
のではないかと申すのであります。

○平岡委員 大いにめんどろを見たい
気がしてはいる程度ではなしに、決意を
持つてほしいと思ふ。どうしてかとい
いますと、この印刷局の予算総則によ
りまして、努力とか創意くふうによる
節減とか、あるいは能率が上つた場合
には、それは職員に還元し得るという
ふうなうたつてあると思ふのです。そ
の適用はできませんか。それは重箱を
はじくるように否定的に考えればでき

ないとしても、その温情をもつてその
ことを処置するといふことはできるは
ずです。さように思ふのですが、どう
ですか。

○吉田説明員 ただいま御質問の点
は、つまりこの予定損益のうちではこ
れだけの益金が上つておるから、それ
を例の予算総則の第八条によつて、い
わゆる業績賞与というふうな關係で職
員に分配できないか、こういうことが
お話のように思ひます。これは予定損
益の分ではなくて、非常に能率が上つ
て経費が非常に少なくて済んで、益金
が予定よりもふえたというふうな決算
が済みまして後にそういう問題が起つて
来るわけでありまして、ただいまこの
段階においてどういふことになりまし
か、まだその点ははっきりいたしま
せん。その点はまだ何とも申し上げよ
うがないのであります。

○春日委員 これは裁定が下されたわ
けでありまして、これは別に労働組合
の諸君たちがそれだけの賃金の値上げ
をしてくれというわけのものではな
い。これは法律によつて定められたと
ころの仲裁裁定委員会が、法律に基
いてこれだけのものを支払え、しかもこ
れは労使双方に拘束力を持つというこ
とは、もはや討論終結になつておる問
題であります。しかもあなたの方は、
彼らの勤務精進によつてそれだけの増
収がここに見られておる。そうすると
裁定は、法律によつて、国の機関によ
つてこれだけ支払えといつてあなたの方
を拘束しておる。しかもあなたの方
はその金がある。これが払えないとい
う理由は一体何であるか。これをひと
つ河野さんからお伺いをしたい。

それからその前に印刷局長は、これ
を払いたいと思うから大蔵大臣はこれ
を承認してもらいたい、こういう交
渉が当然なされるべきであると思ふが、
そういうことをなされたかどうか。交
渉をされたならば、その交渉の結果大
蔵大臣の答弁は何であつたか、これを
ひとつお伺いをいたしたい。

○河野政府委員 先ほどの四億九千九
百万円という利益は、これは普通の民
間と同じような貸借対照表をつくつて
やつております帳簿上の利益で、それ
だけのものが現金であるわけではあり
ません。法律上は、そのうち現金に相
当する部分を一般会計に納めておるわ
けであります。先ほど申し上げた予算
総則というものは、この予算で予定した
以上に職員の方によつて収入が上
り、経費の節減ができたという場合に
おいては、その一部を大蔵大臣の承認
を経て特別の給与をやるために給与総
額をふやすことができるという規定に
なつておるわけでありまして、現在ま
だの状況では、その規定が発動するま
でに至つておりません。

次に裁定の問題であります。これ
は現在の予算ではできません。従つて
公労法十六條の二項でしたか、予算上
資金上不可能といふことで国会の御
決をお願ひしたい、その意思の御表明
を待つておる次第であります。

○吉田説明員 御質問の点につきま
しては、いろいろな点において問題は
あるとは思ひましたけれども、ただいま
の仲裁裁定についての実行方につ
いては、責任者としていろいろな点を財
政当局に申し入れておるわけであり
ます。ただいまのところでは、先ほど
から次官の御答弁のように、非常に一

般的の問題として困難があるというこ
とで検討されておるといふ状態であり
ます。

○春日委員 その一般の問題という
ことはあり得ない。他の関連事業とに
らみ合せて操作をするといふことは、
公労法十六條は認めておりません。こ
れは最高裁判所の判決と同じように、
もはやこのあたには何らの仲裁調停機
関というものがない。労使双方を拘束
するのだから、局長であるあなたは杜
長さんと同じだから、あなたを拘束す
る。あなたは払わねばならぬ。帳簿上
の利益であつても、明らかにこれは彼
らの精進による増収である。予算総則
に示す増収がそこに現実にあるのだから、
あなたはそれを支払ふ義務がある。

法律はあなたにそのことを強要してお
る。だからあなたはただちに大蔵大臣
の承認を得て、それだけの額を払わね
ばならぬのであつて、あなたは金はい
うふうにあります。だからこれを払
つてもらいたい、こういうぐあいに強
力に交渉をされる責任があるし、大蔵
大臣は、それは予算総則にきめてある
額を越えることになるので、予算総則
の当初にその給与額として決定した額
を越える分については、国会に承認を
求めて来られれば、現在のような不承認
を求めるような形でなく、ほんとう
にすなおにその承認を求めようべき議案
としてこれが提出され得ると思ふわけ
なんです。幸いに今これが継続審議に
なつて、第二次補正においてこの問題
が調整される方向へ国会の努力は向
いております。すなわち白紙で、あな
た方はこういう仲裁裁定が下された
が、しかしながら既決予算の資金上、
予算上のわくの範囲においてはこれが

支払えないから、適当に処理をしてくれという議案が国会へ提出されて来ますならば、国会はこれに対して、政府に対してその予算の裏づけを要求するか、国会独自の権限においてその予算修正を行うか、二つに一つであろうと思います。従つて今あなたが社長さんという立場において、政府は聞くところによるといろいろ各方面との関係をにらみ合せてやつておるそうだが、こういうようなばかげた、敗北主義的というか、あるいは責任放棄の姿というか、そういう態度を、この問題が提起された冒頭において示されるということはきわめて遺憾しごくに考えます。あなたは当然こういう態度をされるべきであらうと思う。すなわち予算上、資金上困難ではあるが、ただこれは予算総則の給与総額を改正してもらえば、私の経営の元には支払いの資金力を持つておられますので、ひとつ国会の努力によつて予算総則の給与総額を修正してもらいたい、あるいは政府がみずから修正の補正予算を提出するか、その二つに向つてあなたの努力が傾倒されるべきである。大蔵大臣がああ言つておる、こう言つておるということは、あなたとしては今言つておるべきときではないと思います。

それからもう一つお伺いをしたいが、あなたの方は一万円札を一万枚枚刷られたということが書いてあるが、はたしてそういうものを刷られましたかどうか、これをひとつ御答弁願いたい。

○吉田説明員 一万円札を一万枚枚刷つてあるということが書いてあるというのでございしますが、実はわれ／＼の方はまだ刷つておりません。ただ原

版と申しますか、これは非常に手数のかかるもので、ふだんからこういうものは、問題になるときは準備いたしておきますので、そういう準備はしておきます。

○春日委員 他の資料によりますと、一万円札が一万枚プリントされて、それに対する増加見込額が七千万円、こういうものが見込まれておるが、現実印刷局の方で一万円札を印刷になつたようなことは断じてありませんか。

○吉田説明員 一万円札を刷つているようなことは断じてありません。

○春日委員 それではその問題はそれでよい。

あなたに責任はさらに重く思う。従つて今まで何十回も委員会が開かれておるのにかかわらず、一回も出なかつたことについて深く遺憾の意を表し、今後この罪を償うために、朝から晩まで本委員会に出て来て、十分われ／＼とともに審議を尽くされることを強く要望します。

そこでこの専断の裁定も、いずれあなたの御関係になつて来ると思ひますが、特にこの印刷現業は公社関係とはまたおのずから考え方が違うのです。これは単なる現業である。単なる純粹の労働者ではない。これはほんとうの商社経営、事業経営とちつともかわらないのであつて、ただこれらの諸君が公共的性格を帯びるところの事業に従事しているという立場において、罷業権が奪われていく。罷業権にかかわるものとして、この公企関係労働法というものがある。従つてこの法律に基いて下されたところの裁定を、金が無限にもかかわらずあなた方がこれを無視するということは、みずから法律蹂躪の形であつて、法治国において政府みずから法律を破るようなことは、法律否認の姿であつて、まるで共産党みたいである。この点は十分注意をされて、少くともこの仲裁裁定は完全実施する方向に向つて、大蔵省としての努力をされたい。この点を強く要望いたしまして、時間でありまから私の質問を終ります。

○井上委員 本件に關しては、なかなかここで短時間に政府のまともな答弁を聞くわけには参りませんから……。

○福田(繁)委員 私は今後はさておき、終戦後今日までの大蔵次官の中に

おいて、議會においてほんとうに率直に、真剣に、良心的に答へてくださるという点において一番敬意を表せると思ふところの河野次官がきようは御出席でありますからして、大蔵関係に対して数点伺つてみようと思つて実はお待ちしておつたのでありますが、御案内のように、辛うじて今公平な委員長が私に御指名になりました。非常に時間がなくて残念に思ひます。ただいま春日委員からもお話があられましたように、大蔵次官に御就任されて、ということより、むしろ前々国会から初めてあなたに御出席されたわけなんです。委員会の部屋もおわかりでございまして、うし、なおまた委員諸君の顔も十分御承知でございまして、今後御出席があると思ひますので、次会に私は譲りたい。ただ午前中の委員会において、山本委員なり内藤委員から御質問されて、あなたがお答えなすつた点に對して、一、二の関連事項を簡単に伺ひたいと思つたのであります。

まず第一に伺ひたいのは、問題になつております中小企業者の金融対策に對して、山本委員から速記録にありましますように詳細にわたつて御質問いたしましたときに、その都度々々大蔵次官は、このたび中小企業金融公庫が発足したというので、それによつて多分にそういう点は償ひができるのだというところの、われ／＼として非常に意の強い御答弁があつたのでありますが、その後山本委員もおつしやいましたごとくに、われ／＼もさうに考えておりました。ところが昨日の委員会でもたゞ／＼その問題に觸れてみましたところが、はからず委員諸君

の質問で總裁の答弁を聞いたところ、われ／＼としては事の意外に実は失望せざるを得ない新しい事実を発見したわけなんです。それはほかでもありませんが、これも先ほどちよつと話がありましたように、せつかくわれ／＼がこの行き詰まつておるところの中小商工業者を救済してやる、これを育成強化してこそ日本の産業の再建はできるのだ、こういう意味合において、取残されておるところの中小企業者を助けてやろう、育成強化してやろうと思つてつくつたあの公庫が、意外にもどこに欠点があるのか存じませんが、公庫總裁自身のお耳にも入つておるごとくに、むしろああいふものはつくる必要はなかつた、ああいふものよりも庶民金融なり、あるいは国民金融公庫なり、住宅金融公庫なり、そういう方面にむしろ資金のわくを拡大してやる方が事実上中小商工業者が恩恵に浴することができるといふ意味合ひの話があつて、実はわれわれも意外に思つたわけでありま

す。そこにおいて先日来二、三の私たちの身辺におりますところの一般の中小企業者にそのことについて聞いてみますと、やはり異口同音に言われております。むしろそれができて喜ぶのは、中小企業金融公庫の代理店として窓口営業しておるところの、あるいは相互銀行であるとか、あるいは信用金庫であつて、われ／＼ほんとうの零細なる中小企業者は何らの恩恵に浴さない。そして銀行関係をい／＼／＼調べてみると、この相互銀行にしろ信用金庫にしろ、自分たちが中小企業者に貸し付けてある不良貸付の肩がわりにそれを使つてみたり、あるいは自分たちの

取引先、縁故のあるところのみに重点的に流しておる、そして新規の借入れをいたしたいという中小企業者は何らの恩恵に浴さないという思いもよらない怨嗟の声を聞いたわけなんです。そういうところから思い合せてみますと、午前中に大蔵次官殿がおつしやられたような、中小企業金融公庫によつて恩恵に浴しておるという御判断が根本的に違つておるのじやなからうかというところが私は思ひ浮んだのであります。これはゆゆしき問題でありまして、昨日も總裁にも、今からでもおそくないのだから、表面きは資金が足らぬということを言われるけれども、一度むくならば、どこかに欠陥があればこそそういう民の声が耳に入るのだから、縦横無尽に再調査したらどうかというのを申し上げたのであります。これがはたして事実とするならば、もうすでに十一月の五日になん／＼とするとときであつて、年末中小企業金融政策に重大なる問題が私は残るのであるからうかというのを懸念するのであります。こういう点に対して、大蔵次官としてはどういう御見解をお持ちになり、またこれに対してどういふお考えがあるかということを一応順序としてまず第一番に伺つてみたいと思ひます。

○河野政府委員 中小企業の金融というものは、率直に申し上げまして非常にむづかしいのでございまして、農林関係の金融につきましては、昔からいゝゆる産業組合系統の一貫した組織のもとにおける金融制度があつたのであります。中小企業関係につきましても商工中金、いゝゆる組合を中心とする金融機関で今まで来たわけでありま

す。従つて一般的な金融の道としては一般の商業銀行が扱つておりまして、大銀行あたりでは最近中小企業専門的なものなんか設けてやつたのであります。が、何にいたしまして、この中小企業の根本的な問題は実は信用の問題にあるわけでありまして、金貸しの面からいいますと、どうしても信用のないものには貸せないということ、今までのやり方は信用保証の制度であるとか、あるいは信用保証の制度とかいふようなことで実はここ数年來やつて参つたわけでありまして、しかしその点につきましてもある程度限度がありまして、こういった資金については財政資金である程度出すのが適當である、そういう意味においては社会政策的な面もあるわけでありまして、そういうことで見返り資金がございまして、中小企業に出します資金は開業銀行でことしの八月までやつておつたわけでありまして、これは国会の御要望もありまして、特別な金融機関をつくつてそれで中小企業の——もちろん商業銀行その他もやるのであります、その補完的な、落ちこぼれの面をこういうところから救つて行かなければならぬのじやないか、こういう関係で中小企業金融公庫が充足したと私は思つておるのであります。現在の資金は非常に少ないのであります、今後相当な金をつぎ込んで育成して参らなければならぬかと思つております。たゞ／＼今充足したにもかかわらず、不良貸しの肩がわり、あるいは縁故貸しが多いというおしかりでございまして、これは中小企業金融公庫がみずからの店舗をあまり持たずに、代理貸しを相互銀行なり、あるいは信用金庫なりにさせてやろう

とした結果——これもやむを得なかつた措置と思ひますが、その結果おつしやるような、あるいは御指摘のような弊害があるのかもしれぬと思つております。私もまだそのことの事実は具体的に伺つておらぬのでありますが、そういうことがありましては、これは公庫発足の意味にたがうと思うので、そういう点は嚴重に取締るつもりであります。またそのうちに公庫として国民金融公庫のように、——これも代理貸しを一部やつておりますが、だん／＼發展してみずからの支店もできて参りますと、親切に目が届くというようになつてくるであらうと考えておる次第であります。

○福田(繁)委員 いまさら過ぎ去つたことをどういふ言ひのじやありませんが、中小商工業者に対して育成強化をせねばいかぬということは、私も非常に同感であります、昨日のお話によりますと、大体七十七億をこの年末までに放出するために、今わくをつくつておるようでございまして、そこで今申しましたような差間批評が耳に入りまして、われ／＼もその七十七億に対して、中小企業金融公庫自体においてどういふわくをつくつておるか知りたいために、昨日の委員会資料を要求しましたので、いづれ明日あたりわれわれの手に入り、その七十七億が、事実上あなたのおつしやる落ちこぼれておる中小企業者に名実ともに入るものかどうかを検討してみたいと思つておりますから、あなたも即刻その資料をとつて一応ごらん願うのが一つ、それから昨日の速記録は、いづれ一兩日にできましようが、昨日の坂口總裁との質疑応答は、簡単ではありますけれども相当要点をついておると私は考えますので、これをぜひとも御再読願つて、そして過ぎ去つたことはしかたがないのでありますから、それをどういふ資料としたして、来年度のこれに対する予算的措置を講ずるときには、再び繰返さないようにやつてもらいたいと思ふのであります。今のお話では、中小企業者に対して、政府としてはありとあらゆる方法で資金的の救済の手を広めようとしておるけれども、少からず落ちこぼれがある。落ちこぼれがあるという点だけでも御認識くださつておられる点は、私は非常に意を強くする。事実上今日はお話にならぬほど行き詰まつておる。下手をやるならば、今年の十一月の末なり十二月には、中小企業者の連中は倒産者が続出する。それがために社会問題になりはしないかしらというのを、私はおそまつでありますけれども、中小企業から出ました議員としていたく感を深くいたしましたのであります。

そこでそれに関連してまた伺つてみたいと思ふのであります、これも多少見解が違ふかも知れませんが、同僚内藤委員の御質問に対するあなたの回答があつたのであります、それは例の保全経済会と称するもの及びその類似金融に対する適當な監督的法制化ですか、そういうことも求國會あたりまでにいたしてみたいから、それまで御猶予してくれというやうな、あなたのお立場としてごもつともなお話ささか触れてみたいと思ふのであります。そこでちよつと伺つてみたいのであります、あなたがあなたのおつしやつた言葉の中に、保全経済会及びこれに類

似的な金融というお話がございました。そこでちよつと伺つておきたいのですが、よくいわれるところの株主相互というものはこれに入つておりますか。それとも株主相互というものは、保全経済会とは法的にも根本的に違ふ点があつて、別個になつておるのかというのをちよつと伺つておきたいと思ひます。

○河野政府委員 現在いろいろ問題になつておりますのは、匿名組合によつて金を集めて、それを不動産であるとか、証券であるとかいふやうなものに投資されてゐる形態でございまして、それからいゝゆる株主相互金融という制度もございまして、これは御承知のように金貸業としての届出をしておるものもございまして、そうでない制度のものもございまして、大体金貸業は全体で一萬一千くらいございまして、そのうち半分くらいが個人、半分くらいが法人であると思ひます。その法人組織のものに株主相互金融というものが数百あるように思つております。御趣旨の点はこれらをどういふふうで考えて行くかということですが、これは法律の立案のときに考えたいと思つております。

○福田(繁)委員 わかりました。そこで私は愚見を申し上げてみたいと思ひますが、あなたのお言葉にもありましたが、匿名組合の法規に基くところの保全経済会、それと、株主を対象にしてゐるものは別の法規に基いておるのですか、あるいは貸金業法に基くのですか、匿名組合以外のものと、二つがあるというお話を伺つたのであります。私はこうして政治に携わつておるものの立場において考えてみると、

これを同じにして考えるということ、あるいはこれに対する対策を立てるといふことは非常に行き過ぎるのではなかつたかと思ふ。ことにそれが何と云つても、株主相互金融には多数の零細なる株主といふものがあるのです。これを保全経済会並の方法で処置を講ずるといふことは、私は當を欠くものではなかつたかといふ考へが非常に強くなつて来ております。なぜかと申しますと、最近、ことしの六月に、御承知のように株主相互金融に対するところのお手入れと申しますか、御監査と申しますか、あの波紋がありましてから非常に動揺いたしておる。私の選挙区なり私の居住いたしておるの周囲の者にも、この株主といふものが枚挙にいとまがないほどあるものであります。それらが非常に動揺を來しておることがあまりにも如実にわかるものでございまして、その実地調査をしてみたいといふので、私の方の若い者を動員して、保全経済会までは手が届かなかつたのであります。実は調査をしてみたのであります。そうしますと、株主相互の株主になつておる者は、今日では株主でありますけれども、この人たちが株主になるまで、二年なり三年なり、ひどいのは五年くらいで、株主になつておりますが、そうして先ほどお話になつたところの信用金庫なり、あるいは相互銀行なり、市中銀行なりから見離されてしまつてほんとうに落ちぶれておつた者が、零細な資金を手にしてすく／＼と立ち上つておるといふのが相当広汎にあるのです。昔はそうして相互会社から金を借りて無から有になつたのだが、今日では有が大分大きくなつて、名実ともに

株主になつておる。それが保全経済会などと同じにやられてばかりやんこになつてしまふといふならば、信用組合も相手にしてくれぬ、銀行も相手にしてくれなくて、こういう機関において恩恵に浴してこゝまでやつて来て、株主としてせつ／＼と財産を持つておる者がこゝにばみじんにある。こういうようなことは根本的に考えなければならぬといふように、穏やかならざる考へがみなぎつておるのです。あなたのお立場とされまして、不幸にして銀行局長が今いらつしやいませんか、銀行局長と御相談されて、こういう点を横無尽にひとつ御検討してもらいた

いかといふことを伺いたいでございす。そこで、私は今度は委員長に伺うのですが、先般来前々国会からの、われわれが大蔵委員にならない前の大蔵委員会の速記録を見てみると、相当の問題は検討されて来ておるのです。そして今国会になりましてでも、また今国会になるまでの間の休会中にも、金融小委員会の諸君が真剣にこれは御検討されて、大蔵当局と御相談の上か何か知りませんが、あるまじつたものな話も聞いておつて、私も拝見いたしました。これは実にけつ／＼なもので、決して事業者をどうこうするのではなくて、零細な、不特定といへども多数の株主に対してどうしてやる、これはけつ／＼なものであります。あの骨子では、聞くとところによると委員長の手から大蔵省の方へ御交付されたといふことですが、それは事実でございす。

す、株式組織のものもあり、また匿名組合組織のものもあり、いろいろな形態がまじつておりまして、その辺の線をいふゆる取締り法規とした場合にどういふところでやるか、いろいろ検討を要すべき点があるもので、この国会にただちにその法案でというふうなふうにはちよつと踏み切りかねておると銀行局長は申しておりました。

政策が悪かつたからで、そういう点から考へましても、私はどうしてもひとつ真剣にお考へ願ひたい。少くともこれを根本的につづしてしまつた方が、事実上日本の国の今後の金融財政關係によいものかどうか、一切のことを白紙に返して、今からでも遅くないから一般国民の立場になつて、既成のことも勘案されて、ひとつ至急何分の善後処置を講ぜられることが、先ほどあなたが御熱心に言われた中小企業者に対する金融的措置を講ずるといふことに対して、花が咲くのではないか、こういうふうに思ひますから、真剣にひとつお取上げになつて御検討願ひたい、これを強く要望しておいて、あとは次会に譲ることいたします。

一昨年、一昨年あたりにこの株主相互の融資を受けた連中がこれによつて少くとも生計を営み、あるいはその企業の第一階段を上つたといふことに対して一つの貢献をした、プラスになつた面が確かにあると思ふ。これを無視してしまつて、今日それをどうだこうだといふようなことをやると、今後の金融界なり経済界に非常に悪影響を及ぼすと思ふ。私は、意見の発表方法があるいはまずいかわかりませんが、これは一歩外に出るならば、こういう問題はたくさんあるものでございすから、それを十分ひとつ御検討されて、来国会といふような気の長いことをおつしやらないで、今日幸い三日間議会が延期になつたのでありますから、この間にひとつ何らかの御方法を立てられて、まさに動揺せんとしている全国多数の株主、言いかえれば銀行から見離されておるところの、せつ／＼と立ち上りつつあるところの者に対して、何らかの救済策を立ててやる考へがな

○福田(繁)委員　そこで大蔵次官に伺いますが、あなたはこれをどうにこなつたことがございすか。

○河野政府委員　私は直接には見ないのでございすが、銀行局長はさういふ書類をもちようとしたといふことは言つておりました。ただい／＼検討しなければならぬので、一実を申し上げますと、消極的ななわ張り争ひばかりやつて非常に恐縮なのでございすが、いろいろ検討すべき点でございす。

○福田(繁)委員　大蔵次官は、銀行局長から話は聞いたけれども、まだごらんになつていらつしやらないといふお話でございしましたが、さすれば私が申しました二点と、この一点をつけ加えて、銀行局長に申されて、御一覽願ひたいと思つてございす。さうしてひとつ真剣にこれをやつてもらいたいと思ひます。ことしの春とか、あるいは夏ごろに、こゝに要するに金融類似会社ができたかつかつたものならば、今ごろ監督もけつ／＼ございす。ですけれども、二年も三年も前にできたものを今日まで傍観の態度におつて、さうして今日になつて取調べといふか、さういつた一つの監督法規をつくつて臨むといふことは、大きな意味の政治をやるものとしてしまつては、私はどうかと思つてます。これは事実上、先ほど佐藤同僚からもドイツの話がありました。日本においても、同じ敗戦国であるドイツのような金融、経済、財政政策をやつておれば、ああいつたものは出はしなかつたと思つておけです。これは日本の、われ／＼にも責任はあります。ことに大蔵省などにも多少の責任があると思ふ。もし自由党の議員諸君がおられたら申したいのですが、こゝにいつたものが提出するのは、だれが何といつても、吉田内閣の金融

○山本(勝)委員　ただいま福田委員から申された問題について、御参考までに私の考へを簡単に申し上げておきたいと思ふ。今の保全経済会や株主相互金融その他の問題、これをやみ金融といふふうな言葉で表わすことは根本的に間違ひだ、これがやみ金融といふやうなことで伝えられることが、金融界に動揺を來した一つの理由になつてゐる。ですからやみ金融という言葉は、將來いつかりしてでも使われないうにされるがいい。問題の起りは、根本的にいふと、従来の銀行とかその他の金融機関で日本の現在の経済状況において金融がまかなへないといふところに、必要があつて生れて来た。そこに来たといふことだと思ふ。そこで、問題の根本的原因是、私はこゝにうふうに見ている。これは私は経済学の理論を長年やつて来た者として、さう信じてゐるのですが、事の起りは、

金利というものは、要するに資本の使用に對する一つの価格であります。労働に對して賃金が払われるようなものであつて、資本の使用価格である。その価格が二銭八厘と三銭とかいうように統制されているが、實際の一般にいう意味の金融市場における金融の資金に對する需要供給の均衡点を示す金利というものは、日本の場合には、はるかに高いものを、ずつと低いところへ法律的に公定している。ところが一般銀行は、とうてい二銭八厘というような金利で小口の五万や十萬の金を貸しておつたのでは、銀行がつぶれてしまふ。ですから、どうしても普通銀行は、そういう金利を統制されているところには、大口の金を扱わないとコスト倒れになってしまう。ですから、小口には貸さない。貸しておつたら、今のようない金利ではとうてい銀行は立ち行かない。こういうところに、私は今日の金融機関がはたどうに中小企業者の役に立たぬ原因があると思う。そこへ公定しているが、實際の需要供給の均衡点になる金利というものは、もつと高い。そこで漏れたものが、今度は實際の需要供給の均衡点というものに金利が出て来るのではないか。ちやうど物の公定価格を——ひとつ大蔵次官よく聞いておいてもらいたい。聞くだけでいいから——公定価格をあまり安くきめると、やみ相場というものが必ず出て来る。やみ相場という言葉で表わしておきますけれども、實際の需要供給の均衡点よりも低く公定して、これを実行すると、余分のところへは必ず實際の需要供給の均衡点よりは高く出て来る。それが普通の米なんかの場合ですと、やみ相場ということになるの

ですが、今の場合は、貸金業法というものがあつて、五十銭くらいはかまわぬということになつてゐるから、實際にはやみでなくて法律で認められたということになる。つまり米の価格を安く公定したときに、高いやみ相場が出て来る、そのやみ相場を、法律で公認したのと同じ形になる。えらくくつぱくなつて、むずかしく響かれるかも知れませんが、根本はそこにあるのであつて、それに付随していろいろのことが起つて来ていると思うのです。伊藤斗福という人が書いた書物を、読んだ人が私に話しておりましたが、何かあの事件が起る前に買つて読んでみたら、最初出たときに五人の社員を雇つておつたが、その社員は月給が五円であつた。社員は月給を五円に上げておつて、しかも一割の配当をしたといふことをまず書いておる。そういう社員は月給も五円であつた。一割の配当をしてお客を引きつけたといふところ、まことにおもしろくないところがあると思うのですけれども、しかしそういうことは付随して起つて来ているのである。だから貸金業法そのものもひとつ検討してもらいたい。

〔内藤委員長代理退席、委員長着席〕

貸金業法によつて合法的にやつておるものも、実はほんとうの意味の合法的でない。株主相互金融といつて、たとえば一億円の金を集めた場合には資本金を一億円にしなければならぬ。十億円集めたときには資本金を十億円にしなければならぬ。十億円にさえておけば、一応合法的だといふような今の取締り方針ですけれども、それ自身、實際は資本金をもう少し大きくする必

要も何もないのだけれども、貸金業法で非合法にならぬようにするために、株券一枚もいらぬような仕事に、實際は資本金を集めた額だけは資本金を増して行かなければならぬといふふうなところも、實際に合わない。そういう意味で貸金業法も検討してもらいたい。金利の統制についても、あまりに實際に沿つた金利をきめると、そこに別の金利価格が出て来る。それはなかなか防げるものではない。こういうふうな点もひとつ御参考にしていただきたいと思います。

ついでに伺つておきたいのは、きょう盛んに料理屋飲食店の連中が陳情に参りました。そうして地方税である遊興飲食税が国税に移管されることに對しても、もう全国的な反対陳情が行われておりますが、これは地方税の問題であつて、地方行政委員会にかかるとは、しかし国税にも移管になるといふなら、この委員会にもかかるのだからと思ひますが、大蔵省として来年度の予算を今盛んにやつておられることと思ひますが、その場合に、地方税の国税移管というふうなことは、一応念頭において予算を組んでおられるのですか、あるいはそういうことは全然なしに組んでおられるのですか。その点を伺つておきたい。

○河野政府委員 山本さんのおつしやる通り、金利論としてはおつしやるような点があるであらうと思ひます。ただ先ほどやみ金融と申されたのでありますが、これらの機関は、われわれは今まで金融機関でないと考えて来ておるわけでごいまして、やみ金融もやみ金融でないもので、商法で現在の法律では許されておることであり、

相互金融でも別に金融法規に違反してゐるわけではないので、金貸し業については届出制になつておりました。金貸し業の場合においては、日歩五十銭まで——裁判上は有効じゃないかも知れませんが、そのところまではとることはできることになつてゐる。われわれはこれに對し検査の権限は持つてゐるが、これは預金類の行為をしてゐるかどうかという取締りの意味でありまして、これを保護、育成するという意味において現在大蔵省が貸金業法の取締り法律を扱つておるわけじやないと思ひます。

それからもう一つの地方税の問題でございしますが、これは地方制度調査会におきまして、入場税を国税に移管して、その九割程度を地方に還元するといふことで、一応答申になつております。現在の地方財政の状況からいまして、地方財源が非常に偏在いたしております。これらの税は大体いふゆる富裕府県に偏在いたしておりますので、税全体をならして貧弱な府県にまわしてやるといふような考え方が、わつしてやるといふのは非常に通つた話ではないかといふふうに考えております。せつかく地方制度調査会の御答申もありましたので、その方向においてそのことを考えたいと思つておるわけでありまして、まだ明年度予算の編成にまで立ち至つておりませんので、最終的な決定には至つておらぬわけでありまして。

○山本(勝)委員 二十九年年度の予算の編成の場合に、今の遊興飲食税を国税として扱つて行くか、あるいは地方税として扱つて行くかといふことを念頭

に置いてやらないと、組んで行けないものだらうと思ふ。そして私は、これを相当重大問題になると思ふ。ただいろいろ地方によつてへんばだといふことを言ひますが、これは何もその点だけじゃなくて、もう日本全国至るところ、太陽のよく当たるところもあれば当らぬところもあるし、冷害の多いところもあれば少いところもあるといふわけ、ただそれだけの問題じやない。前には国税としてやつて来て、そこにいろ／＼な問題が起つて地方税となつた。これはたまたま利害の打算だけじやない、かなり痛切な陳情となつて出て来ておるのですから、もしこれをもう国税にわかつたと前提して予算を組んで出して来られても、こつちはやましく言つてもう受けつけませんよ。だからもしそれならばそれでもと深く研究されないと、國民は承服しないだらうと思ふ。これは重大なことを聞いたと思つて質問したのでありますが、時間も委員長も交代までといふことですから、今日はこれだけにしておきます。

○福田(繁)委員 私は千葉委員長にちよつとお教えをいただきましたと思ふのです。ほかではありませんが、前国会において、管財局関係で枚方の工場の調査委員に、私外五名の者をあなただけに御任命になつたのであります。それで前国会においては、御承知のあひつた予算的の折衝関係その他の関係で煩雑であつたために、ついでその後調査報告書をお手元へ出すのが遅れておつたのです。同僚委員からも御注意がありましたので、即刻調査報告書をあなたのお手元に出したいと思ふのですが、今からでもおそくないかといふのが第一点と、私たち調査委員が調査して参

つた報告書をあなたのお手元へ出し
すれば、その報告書はどういう経路を
通つて上へ行くかということをお教え
願いたいと思います。

○千葉委員長 お答えいたします。第
一の、報告書を今から出してはおそく
はないかという御質問であります。こ
れは出していただいた方がかつこう
だろうと思います。

それから第二に、手続といはしまし
ては、委員長といはしましては、議長
に報告するのが国会の手続上当然であ
ろうと思いますが、その報告書を大蔵
大臣なり、あるいは他の行政官庁に特
に提出しろという希望があつたなら
ば、またそういうことにはからうのが
これまた当然ではないかと思つており
ます。しかしこれらの点につきまして
は、私は十分に研究が届いておりませ
んから、なお十分研究してお答え申し
上げたいと思つております。

○福田(憲)委員 よくわかりました。
ありがたうございました。さつそくそ
の当時の調査委員に一両日中にお集ま
り願ひまして、調査書をつくつて、あ
なたの手元へ出すことにいたします。
そこで参考にとつておきたいと思つ
のですが、そんなことはありますまい
けれども、今まであなたの手元までに、
われ／＼調査委員の方から報告書が出
たという例がありますか、ありません
か。

○千葉委員長 お答えいたします。枚
方の調査報告書は、委員長の手元に届
いておりません。

○井上委員 実はかねて本委員会が国
有財産の一部たる旧陸軍枚方造兵廠の
払下げ問題に關連いたしまして、本委
員会である／＼な角度から究明をいた

しました。当時本件は、まだ大臣の決
裁を得てないところへ、その査定の見
積りにおいてもいろいろ意見がござい
まして、そこでさつそく調査団を派遣
をいたしまして、事実に基づいて調査を
する、そこで調査の結果、一応委員会
としての報告を求め、その報告は
委員各位が賛成をされました場合、今
委員長からお答えになりましたよう
に、初めてこれが委員長の手元に提出
されて、議長へ報告の手続がとられて
参ると思ひます。しかるにその調査団
の一員が自己の主観に基づいた、また調
査に基づいた結論を出しまして、それを
タイプに打つて、大蔵委員会の調査報
告書なるものを作成して、これが署名
入りで大蔵大臣の手元に提出されてお
ります。これは大蔵省の方では、本委
員会がそういう調査報告書の作成をい
たし、委員長及び議長の手元まで提出
されたものという一つの認定に立つて
その写しをもちつておる、こういう写
しが大蔵大臣の手元へ来たという説明
でございます。この写しの報告書に基
きまして、大蔵省では大臣決裁のもと
に、枚方造兵廠はすでに小松製作所に
払下げ登記が完了をいたしてしまつた
のであります。このことは本委員会の
審議の権威の上からも、かつまたこの
審議の経過において大蔵大臣は、決裁
にあたつては慎重な態度で臨まなけれ
ばならぬとともに、かつ国会の審議の
上において、十分納得できる線で決裁
をしたいと思ふ。なお内務委員の質問
に對しまして、国会が得心をする線に
結論を出した場合、大蔵大臣は国会の
意思を尊重するやいなやという点を質
問いたしましたとき、大蔵大臣は、国会の
意思は、内務委員発言通り尊重いたし

ますということまで明確に速記録に載
つておるのであります。しかるにた
いま申し上げますように、全然調査委
員会における調査報告書の作成の手続
がとられていないで、一部の委員によ
つてさうなことが行われたというこ
とで、貴重な国有財産がやみからやみ
に調印をされ、かつ払下げが完了をし
たということ、これは国会の審議の
上から、また本委員会の権威の上から
非常に重大な問題であらうと思ひます
から、委員長において、しかるべくひ
とこの問題を究明されて、十分その
前後の事情を明確にされたいと思ひま
す。なおこれは御承知の通り、会期が
あと少ししかございませんので、緊急
を要しますから、明日の委員会におい
てひとつ至急にお取上げをお願いいた
い。なお明後日にその結論が出ますなら
ばよろしい。出ません限りにおいては、
私はこの問題を提起した責任者とい
しまして、遺憾ながらこれは本会議
で、大蔵大臣及びこの案文を作成しま
した人に対する緊急質問をいたすつも
りでございますが、明後日の本大蔵委員
会で、お互いに納得の行く線で結論が
出ますならば、委員会の名譽のために
も、私は本会議で問題にする必要はな
いと考へます。そういう手続が非常
に遅れて、今国会もまたこれを見のがす
ということになつたのでは、いろ／＼
疑いが起つて参りますし、いろ／＼問
題を残すことになりますから、ぜひ本
会議でこの問題は明確にしたいと考へ
ておりますので、さうな意味を十分
お含みの上、何とぞ善処をお願いいた
したいと思ひます。

○千葉委員長 本件につきましては、
きわめて重大でございますので、明後

六日中にこの問題を御期待のごとく解
決したいと存じます。

本日はこの程度で散会いたしまし
て、次回は明後六日の午前十時半から
開会することいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

〔参照〕

農業共済再保険特別会計の歳入不
足を補てんするための財源措置等
に關する法律案(内閣提出)に關する報
告書

昭和二十八年度における特別鉅
復旧特別会計の交付金の支払財源に
充てゐるための資金運用部からする借
入金に關する法律案(内閣提出)に關
する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年十一月十日印刷

昭和二十八年十一月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局